

觸とおぼしき事榮花物語に見えたり其の様は田植に風流を盡せしにていまた田樂といふ名目はあら

す男女あまたさまさまにさうをきてつゝみふゑささら田つゝみなどはやしなてうたひつれてさまくまひてわたりしなりこれは三條院の治安三年のとなりき其後七十四年をへて堀河院の永長元年に洛陽田樂記を匡房卿のかくれしに其起るどころをしらす固里より初りて公卿に及ぶとこそしるされたれ田家より起りしゆゑならんこの頃まては貴となく賤となくこのみにまかせて舞たはむれしををのち漸くに盛に行はれ業にする者も出來りて新座本座等の名もきこえはてには勸進するこどもに至りしなり

○白拍子の起原

貞丈雜記に云白拍子と云ふは遊女なり是は鳥羽院の御時島の千歳和歌の前と云ふ二人の女舞出しけるとなり始は水干に立ゑほしを着て白袴巻をさして舞ければ男舞とを云ける然るを中頭よりゑぼしをばのけて水干はかり着て舞けるよし平家物語に見えたり水干は多くは白色を用る物なればか

の鳥の千歳和歌の前の着たる水干も白かりしによりて白拍子と名附たるなるべし

○歌舞伎の起原

歌舞伎事始に云人皇百七代正親町院の御宇永祿年中出雲國大社大破に及ひしに依りて於國と云ふ巫女國々在々へ修葺勸進に回り都へ登りて即京都室町殿御式武運長久の神樂をおけんを將軍足利義輝公の御前にて磐戸の俳優をなす終に大望成就して大社造營を仰付られたり夫より度々舞を御覽ありける於國は神代の俳優を變風して數度舞し也この於國といへる女顔かたち世に類なきのみならず手拙なからず歌の道に心をよせ情の色深く花愛て月にあこかれ紅葉の秋雪の夕折にふれことによそへて和歌よみける又爰に名古屋山左衛門と云ふおかくへの人ありき元來江州佐々木家の浪人なりしか後室町殿に仕へ居ける生得才智ありて多藝の人なれば狂言盡と云事を發起して上臈に入ける後には男女入交り相勉めけるときに山左衛門於國が艶色になづみ於國は山左衛門に心をかけ互に密通す此事上臈に達し山左衛門於國兩人とも暇出されたり

たり

○萬歳の起

萬歳は男踏歌の餘風なり花鳥踏歌といふ舞妓すゝみいつるゆゑなり男踏歌は十四日にあり殿上地下の四位以下の遊しかるへきところくをめぐりて催馬樂を歌ひ舞ひかなづる事ありこれはむかし正月十四五日に京中の遊士月に乘じてあまたこなたへめぐりうたひて舞しより事起れり末の代に千秋萬歳といひて逸興を催すことあるはその餘風なり張州府志に無住國師所作樂稱萬歳樂使小奴德若疆之以爲賀正至今春初稱萬歳者師之遺愛なりとあり

○角兵衛獅子及輕技

角兵衛獅子は西高村邊より出る(越後獅子の子とも云ふ)農家の子供十二三才なる男わらはに紙にて張ねり或ひは木にて作りし獅子の頭を戴かせ頂には鶏の尾羽を植ゑ身には素冠の如き服を着せ下には輕棧の類を履き胸に小なる鼓をかけて打囃し身をなはせて舞はするなり其の囃しの一二を擧れば獅子の兒

て浪人しける其後天正年間北野に人升のありしとき於國山左衛門の歌舞伎御免許あつて神樂を略して始めて北野にて舞けり是歌舞伎芝居の創なり

○芝居の起原

江戸繁昌記に演戲國語謂之曰芝居曰歌舞伎蓋在昔平城帝大同中南都猿澤池側土陷吹烟觸者即病因大燒薪以壓其氣且舞三番更于興福寺門前生芝之地而禳其浸液焉是此名所以緣起也云々

蓋芝居なる語は平城帝大同中に起り降りて鳥羽帝の御宇に至り白拍子歌舞伎等の舞起り其末流後水尾天皇寛永の初年に及び寛永元年二月十五日江戸中橋に於て猿若勘三郎なる者創て芝居を興行せり是後世行はるゝ芝居ならん

○勸進相撲の創始

江戸繁昌記に云今世所謂勸進相撲者起於後光明帝正保二年山州光福寺僧緣宮殿再建設此伎場云々

又古今大男集に云正保二年京都勸進相撲の始山下風嶽左衛門白川新三郎取組寛政元年甲子江戸勸進相撲の始明石志賀之助仁王仁太輔取組なると見え

がうまれて落ちて頭ふるわい。獅子の兒育見所がわ
るわい等なり元和の頃一年京都へ出て舞ければ都
人も其技藝を大に稱賛せしが或日比丘尼御所盛華
院の宮へ召れ上覽ありしに聲打ゆがみ最と昔しめ
きたるものなりと興じ玉ひ物多く賜はりしとを彼
の月瀉邊は中の口川に瀕し年々田畑水損多く生活
の道立がたき處なりしを以て應永年中同村農民角
兵衛なる者之れを愛へ子供に獅子舞を教へて農業
の餘暇諸方を廻り勸進せしめたるを元祖とせり
又輕技は小高村の産小鷹重之助と云ふ者綱をわた
り或ひは竹をつたへ籠をぬけるの類ひ觀るもの目
を驚かす追々上達し享保年中江戸へ出で大に喝采
を得たりこれ輕技の始祖とす其門弟小鷹京之介小
鷹龍之介いづれも妙を極めしと故に越後かるわざ
と言傳へり

○圍碁法我邦に傳りし始

古書を按ずるに元

正天皇の靈龜八年下道眞備等入唐して留學し圍碁
法を習ひて歸朝せりといへり蓋其我邦に行はるゝ
此に始まりしものならんか

○生花の起原

生花は履中天皇の御宇に始

まり聖德太子其法式を定め
らる將軍足利義滿の時盛んに行はれ同朋慈最之れ
を能す池の坊(京都六角堂の坊中なり)其家系を
嗣ぐ累代專の字を以て名とす中興專好威能にて花
道の式を定む所謂人日には、梅、椿、柳、水仙、福壽
草、上巳には桃、柳、端午には菖蒲、石竹、七夕には
桔梗、仙翁花、梔の葉、重陽には菊とす又傳授は
五ヶ條傳(三つ船、紅葉、櫻、松竹梅、實もの、
葉もの、蔓もの)七種傳(芭蕉、蓮、水仙、萬年青、
椿一輪、牡丹、薔)卷傳(草木集附)美卷傳(定式卷)
院卷傳(廻り生花)花定式(生花卷)の六種之れ
を皆傳とす式に云ふ立花に習あり生花に習なした
い山野自然の姿をうつす心なりと寛永年中小堀遠
江守(正保四亥年六十九才にて卒す)更に生花の
一派を弘む之れを遠州流と云ふ池の坊の流儀は單
に家元と稱せり

○ニワカの濫觴

吉原の茶屋にて桐屋伊
兵衛と云へる者歌舞伎
の眞似を好みしに安永天明の頃角町中萬字屋に同

氣相求むる者三三人寄合ひ急に俄狂言を思ひ立て
仲の町を往來したるを茶屋の二階に居合せたる客
の見物してこは面白き事なりと評判せしが例とな
りて二三日も狂言の趣向を取替追々増して毎年八
月興行する事とはなりぬ

○茶番の濫觴

茶番といへるは俄狂言に似
たるものにて今其起原を尋

ぬるに昔江戸にて芝居の役者ども顔見せの頃樂屋
にて茶番餅酒番など云ひて其番に當りたる者
は各自其品を舞應する事ありて色々戯れたる趣向
を盡せしが茶番の名は是より起る安永二年に茶番
狂言を書たる當世作の種と云へる小本あり然ば茶
番と云ひしは其頃よりの名なるべし

○猿舞の起原

馬は猿を喜ぶものにて繪に
も猿曳の駒と云ふあり腕に

猿の繪を畫きたる額を掲げ置くなどの例もあり右
は諸侯の属へは年々猿廻はしの來りて祝ひの歌を
謠ひ馬を慰めたる者なるが今は市中に錢を乞ふも
のみとなれり昔は旗本や御家人なきが浪人して
世を忍ぶに猿舞となりて市中を徘徊して活計を助

くる者もあり又諸侯より隣國へ遣はす隱密探偵は
多く猿舞などになりて徘徊せり一例を掲ぐれば元
弘の頃楠正成の家人早瀬右衛門と云ふ者家法に違
ひて勘當になりしが後正成後醍醐帝の命にて居城
赤坂城に義兵を揚げし處俄然籠城にて兵糧盡き城
は敵將湯淺孫六の手に落ちたるが或時正成群臣を
集め湯淺孫六を味方につくる謀計を問ひしに老臣
恩地左近進み出て我が君赤坂城を奪ひ返し城主湯
淺を味方につけ其後鎌倉を攻めんと思召さば英雄
の士を抱へること大切なりと云ふ正成曰く汝の如
き忠義の英雄あらば喜んで抱へざらんやと聞て恩
地の申す様先年我が君の勘當を受けし早瀬右衛門
事今は改心して御領内の富田村に居り候何卒彼が
勘當を免し給へと勸めしに正成恩地に向ひ然ら
ば彼が勘當免しやらん程に一の功を立させよと云
ひければ恩地は速かに早瀬のもとに至り云々と語
りしかば早瀬は恩地に向ひ左様なれば某今は猿舞
ひを業として罷居り候へば明日其妻にて赤坂城に
入り込み湯淺の様子を伺ひて知らせ申さんと云ふ
に恩地さらば明日兩人にて猿舞ひとなつて入り込

まんとて其翌日兩人赤坂城の近傍にて猿にいろ
 の藝をさせて居る處へ幸ひなる哉城主湯淺よ
 り使を遣し猿舞を城中に入れよと云ひければ兩人
 有難しとて湯淺が面前に出て猿に種々の藝をさす
 るとて委く様子を見て取り正成に知らせければ終
 に赤坂城を取り返し早瀬が勘當を免して舊の如く
 家臣に使ひしと云ふ即ち早瀬は平常活計に困りし
 故此猿廻しになつて日々暮し居りしなり此類の話
 し往々諸記にて聞しことおれを略しぬ抑も最初は
 秦の始皇帝六國を押領せし後ち阿房宮を建て玉ふ
 此造營廣大ければ諸國より大木大石を集るに大勢
 の人夫を勞するにより山猿を集め猿の腰に繩を付
 け大木の上に縛りて唯しければ猿は逃ること叶は
 ず只だ大木の上にあつて踊りつ跳ねつしければ人
 夫は是を見て大に笑ひ興し自然と勞を忘れ苦もな
 く大木大石を動し出して終に宮殿成就せり是猿舞
 の濫觴なり即ち日本にては人皇五十代桓武帝の御
 宇に嘗つて大和國十市の里なる内裏を山城の京へ
 移さんとの勅命により公卿方陰謀あつて一條より
 九條までの地割をなし遷幸の義を催し玉ひ大和國

より今の京都へ大木大石を引出すに人夫の勞を憐
 めん爲め猿に烏帽子布衣を着せ手に幣を持たせ腰
 に繩をつけ人夫の前に立て踊らせければ多くの入
 夫是を見て自然と勞を忘れ大木大石を悉く京都へ
 引出し内裏の御造營事故なく終りしにぞ此時より
 國中に猿舞を御免になりしと云ふ此より代々今に
 至る迄存し居るなり此こと明治十年一たび禁止さ
 れしにより其當時は廢りしが近頃に至りては又流
 行する様になりぬ
 又猿樂といふは俳優が可笑しき演劇をなすことに
 て似て非なる似せ者を猿といふより伶人のする舞
 曲雅樂に對して名つけたるなり後世諸曲に合して
 眞面目の能樂をもする様になりしより狂言と名つ
 けて能と分つ様になりぬ是とは別なり

○手鞠の起原 手鞠の始めも何時頃なるか
 知らず蹴鞠より轉れる技と
 思はれたり何となれば二百年以前寛永正保の頃の
 繪に四人立ちむかひて鞠をつくさまあり近き頃迄
 田舎にては正月に五人又は十人立ちむかひてつく處
 わりといふこれ古俗の遺風なり東鑑に手鞠會とあ

りされば手鞠も亦古きことと思はる

●飲食品

○七種粥の起

延喜十一年正月七月初て七種の若菜を供す七種とは芹薺鼠麴草蓼葉佛座菘蘿蔔を曰ふなり荆楚歲時記に云正月七日俗以七種采作養食之人無萬病

○佃煮の始

江戸城龍の口錢龜橋の下に佃煮を網を下せりこれは捨籠の役にてすることなり其捕る處の小魚を安政五年春の頭吳服町の稻荷新道と云處にて春柳才助と云者これを煮て佃煮と名くるに佃煮と云ふより始まれり才助八十歳に至るも猶ほ強健快翁と稱す

○牛乳採る始

孝徳天皇の御世に大山上善那使主劉福常と云もの牛乳を献す依て和樂使主姓を賜ふと姓氏録に見えたり牛乳を採ることこゝに始る續日本紀卷の六に和銅六年五月丁亥始令山背國點乳牛戸五十戸とありこれに長上を置き限るに六年を以てす類聚三天皇二年四月丁丑改乳長上爲乳師と日本後紀にあり

○禁肉食

日本紀卷廿九に天武天皇四年四月莫食牛馬犬猿鶏之肉とあり

○飴の始

神武天皇東征の時倭國の磯城邑又高尾張の邑に八十島帥ありて距き戦んとす天皇丹生の川上に至り玉ひて天神地祇を祭り玉ふ時祈ひ玉て曰く吾れ今當に八十平免を以て水無しに飴を造らば則吾必勝ん云々と日本書紀に見えたり神世より造りしこと知られたるに攝州平野山城國伏見の飴名を得たりと始め攝州大阪浪士平野甚左衛門と云ふ者豊臣秀頼に仕へ元和元年五月六日大阪落城の時討死其子陣九郎重政なる者平野に盤居して飴を造るを業とし其後江戸に來り甚右衛門と改稱し淺草寺の境内にこれを造り千歳飴と稱すこれより多く製造することにはなりぬ又餐と云物飴に豆を入れて細形の如く製す豊臣太閤御參内の料理附の御菓子の中にあれば當時専ら貴人の用ゐる物なり其質素を知るべきなり

○美淋耐の始

和漢三才圖會に近時多造之其味甚甘而下戸人及婦女

りなり

○言問團子

言問團子は言問の團に纏く名物なり、今の主人外山新七の

父佐吉はもと此土地の植木屋にて壯より業に樂み妙を極む、ある年の始めに來る年も無事に仕事を東雲のころより起てつかふ木缺維新の際業稍衰ふ性安居を好まず、堤上に一小店を開き團子を手製し閑を補ふ、其年の元旦に其年の腹を抜きす雜煮かな、團子は佳味なり人大に賞贊す、長命寺に野父無二道人花城翁あり、在五中將の古歌によりて言問團子と名づけ、看板を書して興へしより、一層評判高く今の如く盛になりたり、佐吉翁又作善の心厚く溺死者の爲めに年々夏夜流燈會を催せり

○餅をからんと云ふ事

海入藻芥に内裏仙洞には一

切、食物に異名を附て被召事なり云々餅はからんとあり又尺素往來にも亥兒春餅者十月神樂など見えたり或書に應仁文明以後胡廷衰廢の極に逢ひ玉ひ殿中荒蕪せし頃官女なんん食にさへ乏しかりし程に餅を調へ賣り歩行者禁門を入りけり其男禍

○焼塩の起

小鹽に盛て再び焼くを云ふ天文中泉州堺漆村の藤太郎始て焼出す又角鹽も同く製す(食鹽を焼く處最多し○攝州赤松○備前縣野○武州行徳○共○奥州松島千賀ノ浦○古より燒の名所なり○若狹越前も亦好し凡そ味醂及醤油を造りて日用にハ赤鹽燒の如く製する者佳なり魚鳥を洗するにハ灘鹽の如き重濁なる者佳なり)

○鹽を作る始

日本書紀天孫到於吾田長屋笠狭之御禰時彼處有一神名曰事勝國勝長狹故天孫問其神曰國在耶對曰在也因曰隨勅奉矣故天孫留住彼處其事勝國勝神者是伊弉諾尊之子也亦名鹽土老翁神代卷箕疏に鹽土老翁は初て撫作る神海を煮てこれをつくれりと云ふ

奥州會津米澤の交山祖に六十里越と名くる處に井鹽を出すもの大小二處あり相去ること三四尺はが

●飲食品

の衣を着けるよりさすか女房のそれ共得云はて彼男來たればかちん召せなど呼ひ始めけるより愛かしこにてかちんとて賣りけるとなんといひ或はかちんの帽子かぶりたる女房の持來りて獻る故なりと云ひ又昔時能因法師農民の久しく雨降らざるを憂へ人集りて雨呼りするに逢ひし時師歌を詠しければ忽ち雨大に降りたり民大に喜ひ餅を搗きて振舞ひけり師是れ歌賀かど云ひて食ひけり之より以後世人稱して餅をかちんと云ふなどの説あれどもみ俗説にして採るに足らず東雅にかちんとは搗飯なりといへるぞ允當なる延喜式三十九に搗搗根搗など見え今も搗栗と書せり

○餅の始

豊後國風土記に昔は細向日代宮御名手遺治豊國往到豊前國仲津郡中臣村于時日晚宿宿明日味爽忽有白鳥從北飛來翔集此村菟名手即勸僕者遺看其鳥々化爲餅片時之間更化幸草數千許株花葉各榮莖名手見之爲異歡喜云化生之芋未嘗有見實至德之威乾坤之瑞云々と見ゆ又同記に速見郡田野と云處に富榮る者ありて作

餅爲的干時餅化白鳥發而飛と云ことあり蓋同き御世の事に似たり依之按に餅を作ること上世よりなること知られたり説文に許慎曰糝稻餅也とあり釋名に餅並也糝麩使合并也とあり餅とは雜穀の粉を蒸て搗くを云ふなり

○飯の始め

具原氏の大和事始に舊事記を引て木花開耶姬淳浪田稻を用て飯に作り玉ふを以て飯を炊くの始とするは未だし素戔鳴命五十命猛命と大八洲を開き玉ひし肇より鑽燧火食の事完備れり古事記に須佐之男命神大市比賣を娶りて大年の神和と宇迦之御魂神稻種を生む大年神神活湏昆神天孫日命の女伊弉比賣に御合坐て向日神酒聖神飯を生む又天知迦流美豆比賣に御合坐て與津日子神與津比賣神二神共に庭津日神火阿須波神大業波比岐神神庭高津日神鳥火大土神庭を生むとこれ飯炊く由により成り坐せる神なるを思ひ知るべし然して古飯を炊くこと後世と甚た異なり夜より米を水にひたし置て明の朝飯にて蒸るのなり依て強飯なり炊き置るべし如此て土器にて一碗に高盛に食ふものにして替ふるものにあ

らず中世より木椀を用ゐるを賞稱しこれを椀飯と稱し式日に食することなり又古は朝食夕食といひて晝食することなし海人藻芥に毎日三度の供御は御めぐり七種御汁二種なり御飯はわりたる強飯を聞召なりと有り武家には中飯を食すること絶て無き事なり武者物語松田一北條氏康公の御前にて嫡子氏政公御食の御相伴をなさるゝ時氏康公御覽有て御なみだをながし玉ふやうは北條の家は我一代にてをばりぬどの仰なり氏政公は申に及ばず家老衆までことごとく興さめがほにならるゝ其後氏康公の玉ふはたゞい氏政が食物用を見るに一飯に汁を兩度かけて食するなりおよそ人間は高きも卑きも一日に兩度づゝの食なればこれをたんれんせずといふことなし一飯に汁をかくる積りを覺えずして不足とてかさねてかくることば不器用なり朝夕なすわざをさへつゝなりならざる間一皮内にある人間の心底をつもり人を目利せんことは未來永劫なるまじきなり云々新武者物語に人の食物は朝暮二合五勺づゝ然るべしと瀧川左近將監積り定められしといへるは誤なり一日五合の食は昔よ

りの定めなり又おわん物語に晝めしなごくふといふ事は夢にもないこと云々とあり此於鹿女は石田三成か家中にて山田去歴と云者の娘にして大柿落城の時十七八歳なり寛文の頃八十歳にて終りたる老婆なれば世泰平とあり家光將軍の頭より上下一般三度飯を食することとはなりしなりされ昔より走廻り或は力を用る職人などは中食とて食ふものなり枕草紙にたくみの物食ふこそいとあやしけれなどあるこれなり

○造酒の由來

古事記中卷品色和氣命坐輕島之明宮治天下云々知釀酒人名仁番亦名須々許理等參渡來也故是須々許理釀大御酒以獻云々は本邦造酒のはじまりなるべし上のくたりに素戔鳴命大蛇を殺されし時八し折の酒を作られし事見ゆれども上古の事詳らかに知れがたし猶考ふる處あらん

○日本酒の起原

平田篤胤の古史成文に曰儲須須佐之男命告足名推手名推神曰汝等以衆菓釀入搗折之毒酒と是酒を釀しつくる起原なり

●飲食品

神代の遠古其製法を詳にするに能はず降て應神天皇の御宇百濟國より酒を醸すことを知る人名は仁番又の名は須々許理渡り來り大御酒を醸して天皇に獻ると古事記に見えたり是後世醸す處の酒の始りならん

交詢雜誌日本釀酒符拔萃に曰日本人の釀酒の術を創見せしは何れの時代なるか今輒く臆度すべからずと雖古記に據れば西曆紀元三百年間に朝鮮人の歸化したるもの初て之を傳ふる所と云ふ思ふに其發明は夙に清國に在て朝鮮國其接壤なるを以て先之か術を得しあるへし故に日本に在りては今只其より以後の改良法に就て稽ふるを得へきのみ然りと雖池田伊丹の如きは西曆千五百年に在りて其醸造の盛大を以て名を海内に擅にせしは分明なりと

○醴酒の起原

日本紀應神天皇十九年の下宮時國樞人來朝之因以醴酒獻于天皇是本邦醴酒の始ならん○國史通解に云醴酒は甘酒一夜にして熟するものとあり

○屠蘇酒の起原

萬報一覽に云日本歲時記に嵯峨天皇の御宇弘仁年中に始りしとなん又歲花記を引きて昔人あり草庵の中に居る毎歲除夕里間に樂一貼を送り袋に入れて井中にひたさしめ元日に水より取上げ酒樽に入れ名けて屠蘇酒と號す合家之を飲めば瘟疫を癒すとあり屠蘇はホフルと讀み蘇はヨミガヘルと訓す此藥よく邪氣を屠り絶て人魂を蘇醒せしむる故に屠蘇を飲むとなり

○白砂糖の始

白砂糖は文化年中に始れりと云ふこと玉代一覽に見えたり

○菓子製造の始

交詢雜誌に環餅拾頭、落雁の如きは其製法を撰人より傳ふといへると見えたり

○菓子七種の起原

○饅頭 事物紀原に曰く諸葛亮南征將渡瀘水、土俗以人首祭神、亮令以羊豕代取麵畫人頭祭之、饅頭

名始此、又七修類稿には嘗初饅頭と書せり諸葛武侯より始まる又初學記に晋の盧諶祭法を引て曰く

春祠には曼頭を用う云々とあれば漢の頃より始まる者なること知らる降りて宋の頃に至り京都なる建仁寺の第二世龍山禪師彼の國に入り林淨因なるもの、師となれり淨因は林和靖の末裔にして興國二年龍山の歸るに従ひて我國に來り奈良に住みて氏を鹽瀬と改め饅頭を製して業とす是れ我國にまんぢうあるの始めなり人之れを奈良饅頭として大いに稱贊せり淨因の子も又龍山を師として才識高し建仁寺中兩足院の開祖無等以倫は即ち此人なり以倫の弟鹽瀬某又此饅頭の法を傳へて京都に來り之を製せり烏丸の鹽瀬は乃ち此人を以て祖とす

○羊 羹

玉燭寶典に曰く九月九日迎涼羊肝餅、俗俗所謂羊羹因之云々と見ゆ近世の所謂煉羊羹なるものは寛政の初年始めて世に出でたり傳へ云ふ菓子司大久保主水の菓子杜氏に喜太郎と呼ぶものあり後故ありて日本橋通一丁目字式部小路に住居し羊肝

を製出して大に繁昌せり之れを始めとす

○團子

團子は正徳元年始めて世に出づ全年の夏中州八日市場の不動尊兩回向院に於て開帳ありし折兩團橋の東詰なる泥工松屋三左衛門なるもの之を製して饅ごたり三左衛門は越後の人なりされば其當時之を越後團子と稱したりと

○牡丹餅

牡丹餅は其始めいと古くして知り難し昔時は甚だ賞翫せしものなれども今は然らずして賤卑き餅とはなりぬ其形牡丹の花めきたるよりしか名づく又萩の花ともかいもちいトモ云へり徒然艸に最明寺殿足利義氏のもとへ鶴ヶ岡社參の序に立ちよらせ玉ひしに一献にうちあはば二献に海老三献にかいもち云々と見えたりされば其以前よりの物なるべし今は佛事に用ぬる故愛ひのもの、様になりたれども決してさにあらず

○艾 餅

くさもちも又古し十節録に曰く周の幽王政を亂り宗廟を祀らず群臣之れを愁訴す時に曲水の宴に際

し或人饅を作りて王に献す王曰く此饅いと珍らし
以て宗廟に献すべしと其後天下大に治まる後人相
傳へて交饅を作り三月三日に祖靈に進む蓋し此に
基く我國に於ては其始め詳ならず

○よねまんぢう

慶安年間世に出づ淺草金龍山聖天寺のほとりに鶴
屋よねと云ふ女あり菓子屋を業とせしが遂に此饅
頭を工夫してよね饅頭と呼べり

○十字餅

十字餅は即ち「パン」の事なり早く東鑑に見えたり
人或は此十字を饅頭の事なりと思ふは非なり饅頭
は其頭未だなし是れ蒸餅の異名なり蒸餅上三折
十字 則不食と云へり蒸餅は麩を醴にて作れるも
の内に「あんなし(パン)」と云ふもの即ち是れな
り

○製菓子の始

製菓子は花山天皇の御宇に
始まりしと好古日録に見ゆ

平家物語杯にも製菓子の事間々見えたり東鑑に將
軍家より家臣へ十字を賜はると書しは饅頭のことな
り當時はまんぢうを四つに割る時は乃物を十文

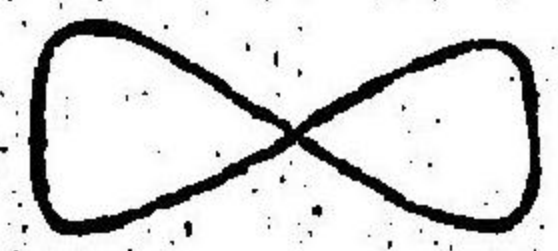
同書中に小豆羊羹は大永年中に始るとあり又永祿
の頃當國守上杉家にて賓客へ粟のいはかこしを饗
應されしと古老物語に見ゆ粟のしらげたるを煎り
飴にてつなぎ表面に黒砂糖を塗し物なりしと云ふ
元祿の頃より粟を米に代へ單に岩おこしと唱ふ此
頭たんざりおこし、笹つけ飴も始りし云々享保十
二未年の反古の裏書に麥こがし、みぞれ、らくが
ん、駒の爪、あめこ、せんべ、くし、なた、やうかん
杯と書きしを見たり製菓子は都て笹を象りし物と
古老は云へり

○いまさか餅の濫觴

寶曆明和の頃か
音羽護國寺に開

帳ありしが其時左右の躑躅花ざかりなり此折門前
に米饅頭へ紅白の粉をつけて今盛り餅と號けて賣
たりとぞ後世いまさか餅といふは是なり天明の頃
までは所々の餅屋に今盛餅の招牌ありしとなり

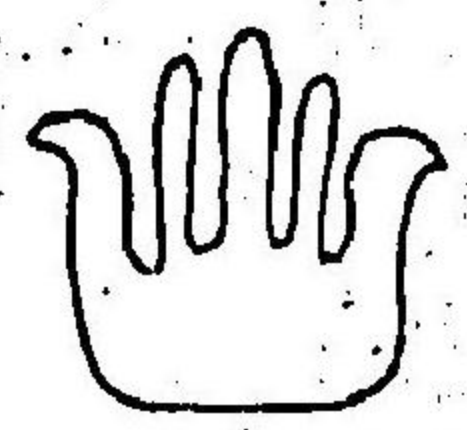
字に入るより十字ともいひたるよし又一説は饅
頭は曆應四巳年夢想國師の發明にて墳墓に摸擬し
製造ありしものと云ふ(俗に墳墓を土まんぢうと
云ふは此謂か)寶徳年中の印本七十一番職人盡の
中に「さたうまんぢう、さいまんぢういづれもよ
くむして候と訓書ありて「いかにせむこしきにむ
せるまんぢうのおもひふくれて人の懸しきと見ゆ
寛永年中の印本食事正要にまんぢうの外かつこ、
けいしん、かくなは、こんどんを製菓子に名を附
せし濫觴とすいづれも麥の粉を砂糖に和し煎り或
は蒸たるものにて
俟と書て其形をも載
たり左圖の如し



かぐ
なは



こん
とん



かう
こ



けい
とん

●器 財

○人形の始

垂仁天皇二十八年天の穗日命の後胤野見の宿禰土を以て人形をつくり殉死のかはりとして墓に埋む天皇大いに喜び玉ひ野見の宿禰に土師の姓を賜ふ是人形の始め亦陶器のはじまりなり

○碁並に双六の始

天平六年吉備大臣入唐歸朝して後園碁並に双六を始めて弘め玉ふ

○印形の始

慶雲元年赤銅を以て國司の印を鑄る是後世印形のはじめなり

○升の始

慶雲二年諸國に始めて斗升を造る是日本國の升のはじまりなり

○秤の始

延久四年始めて秤の法を定む

○水車の始

天長六年五月良岑の安世初めて水車を造り諸國の民をして耕作に便利ならしむ

○傘蠟燭の始

泉州堺の納屋助左衛門と云八天正元年夏呂宋へわたる文祿三年七月に歸朝代官石田全之頭政澄言奏して秀吉公に上奏す傘蠟燭干挺生麝香二疋奉れり御禮申上秀吉公の御悦あさからすと云

○氷室の始

十六代仁徳天皇の御宇額田の皇子間難野に獵し屋廬の如き者を見て稻置に間ふ答へ申すこれは氷室と名づけ土を掘る丈餘にして氷を藏め草を以て覆ひ夏月に出だし用ゐるなりと皇子これを帝に獻す大に悦び給ふ氷室これに始まる

○三種神器の起原

神器は天皇の護身の器なり太古天照大御神孫彦火瓊杵尊を以て豊葦原中國日本國の降すに方て此の寶器を以て之に授與す瓊杵尊乃ちこれを拜受し降て豊葦原中國を治む瓊杵尊崩じて後子彦火々出見尊これを傳ふ彦火々出見尊崩す子鸕鷀草葺不合尊これを傳ふ鸕鷀草葺不合尊崩じて後子神武天皇これを傳ふ神武天皇より以來歷世天皇も亦皆これを傳へしこと太古の故事の如し其の

寶器則ち三種なるを以ての故に之を三種の神器といふ古語拾遺に天璽又神璽と云ひ允恭天皇紀に天皇之璽又天璽符又天皇之璽符と云ひ繼體天皇紀に璽符又天子鏡劍璽符と云ひ推古天皇紀に天皇璽印と云ひ孝徳天皇紀に璽綬と云ひ陽成天皇紀に天皇璽綬と云ふが如きも亦皆三種の神器をいへるなり

○加吾の始

紀元二千零五十二年明徳三年足利義滿出行とに肩輿に駕すその製輿にして蓋上に初わりてこれを肩輿す加吾と稱せり加吾を造ること此に始る公卿武人またこれに類し終に一般に行はる

○國旗日章を用ゐる起

嘉永年間徳川十三代將軍家定の幕府始めて國旗日の丸を用う

○木魚の起原

禪家の具なる木魚に就ては屢ば疑團を抱きて其起原を温ねたれども未だ佳き説を聞かず抑も佛法として佛前には素より其門さへ魚鳥の肉を入るゝを許さるに却て魚の形を刻み佛前に備へて經咒するの具となすは如何にや聞く所の説に往古天竺にて或

る禪門の僧徒永く其門にありといへども怠惰にして師の教へを受けず屢ば其行狀を誤る師常に懲戒し猶教へんとすれども受けず終に病に罹りて死す或日師僧海を渡るに一尾の大魚浮み出て師僧の乗りたる舟を覆さんとす僧云く此惡魚に我が門にありし某僧の再來なり彼れ前世我が教を受けざるより海魚とはなれり嗚呼憐むべし我れ汝を教へざるにわらず汝教を受けざるなり汝能く得道して成佛せよと惡魚忽ち其一語に伏して死したり師僧之れを憐れみ其形を刻み常に座傍に置て他の僧徒の戒めとはなせり云々是は附會の最も甚しき者に似たりといへども器物の起原に至りては往々斯る事あり又和漢三才圖會には木魚刻木爲魚形空其中敲之有聲釋氏謂閻浮提乃巨鯨所載、身當作鱗則鼓其鱗山川爲之震動故象其形擊之此荒唐之說然今釋氏之梵梵唱皆用之、按木魚、禪家掛之聲、其魚似鯉形、所謂鯉不知何魚也、と然れば佛具に鯉鐘、鰓口(今は神社にても用ゐるものあれど古しへは佛家にのみ用ゐしなり)龍燈など猛けき物の象ちを造り惡魔を驅ひし者にやあらん又百文清規

に云く魚登夜常醒刻木象形、擊之所以警昏惰也
 と遣は前説と異なれども一理ある説と云ふべき歟
 明の翟祐が木魚詩に云く長廊懸掛發、鯨音鱗甲光
 芒欲倍尋とあり此詩に依て考ふるに初めは高く
 懸けて打鳴したるものにして魚形の板即今尙存す
 る魚板なりしが後ち其形を變じたるものにて佛
 前に据る置き打鳴らして誦經なす杯はやく後に起
 りしものと思はるゝなり猶ほ大方の教へを乞ふ

○本邦船舶の起 本邦にて船舶を造り始
 めし起原は極めて遙遠
 にして詳細に之れを知る能はずといへども舊事記
 に據れば伊弉諾伊弉册尊鳥磐椽樟船を生む則ち
 此船を以て蛭兒を載せて流のまゝに放棄とあり又
 填土の舟は素盞鳥尊の乗り玉ふ所白菰皮舟は少彥
 名命の製り玉ふ處ありと然れば本邦開闢の始め既
 に船あり夫より後神武天皇即位前三年吉備の國
 (備前備中備後の地)高島の宮にありて多く船を造
 らしめ駕して河内の國に至り玉ひ又筑紫より船軍
 を起して東征し玉へること諸書に載せて明かあり
 當時船舶の用をなす事最も廣くして日本紀に崇神

天皇十七年の秋七月朔日詔して曰く(船は天下の
 要用なり今海邊の民船なきに依て甚だ歩運に苦む
 夫諸國に令して船舶を造らしめよ)と其年の冬十
 月始て船舶を造ると見ゆたり是天下に普く船ある
 の始めなり、仲哀天皇の八年天皇筑紫に行幸し玉
 ふ時筑前の國縣主の祖、熊野、天皇を迎へ奉らん爲
 に九尋の船を造る(左右の手を伸べて物を度る之
 れを一尋といふ)全年九月是の年天皇崩す神功皇
 后諸國の船舶を鎮西に集めて兵甲を練り玉ふとわ
 り又應神天皇の御宇伊豆の國に科して同國の日金
 山の椽を伐りて材となし船を造らしむ長さ十丈輕
 く泛て疾きこと馳するが如し故に枯野(或る書に
 は輕野と記せり)と號く全三十二年其船朽て用ぬ
 るに堪ず因て其船を解き以て薪木となし鹽を燒く
 にもえさし燃えざるものあり奇木なりとて之れを
 獻つる天皇其木を以て琴を作らしめ玉ふに其音さ
 やかにして遠く聽ゆ號けて何末乃太木左之といふ
 是等の故事によりて應神天皇の御宇始て本邦に
 て船を造ると訛傳せしならん歟

○寒暖計渡來の始

「ケンブルジヤパン」
 卷の五の中に次の一
 項あり云く千六百九十二年(元祿五年)三月甲比
 丹コルネリス、フハン、オートポールド氏江戸參
 府の途次京都に於て所司代及び兩町奉行に謁見す
 奉行謁見の後其側用人一の寒暖計を出して曰く是
 れ大略三十年前に一蘭人より寄贈する所なり此の
 器の性質及び所用を詳説せんことを請ひたりとわ
 り但し當時の所司代は松平因幡守町奉行は小出安
 房守前田登岐守の由なり

○望遠鏡の造初め

(関田次筆)寛政年間
 和泉貝塚の人岩橋喜
 兵衛新に望遠鏡を製す其形八稜筒周圍大低八九寸
 長之に十倍す政府の司天臺に鐵製のものを藏めら
 るといへども其他にさくさくし善兵衛が製する所
 はじめなりとぞ

○烟草入の始め

昔は懷中烟草といふと
 曾てなし善きも悪きも
 亭主の多葉粉を呑むなり今は多葉粉の呑みやう不
 作法になりて烟草入は金入の紙あるひは純子繻珍

●器 財

○冠の始

天武天皇の御宇勅し玉ひてうるし
 ぬりの冠ならびに烏帽子を作らし
 む今の紗のかんじりこれなり

○黄金の鏡

名古屋城天主の鏡は慶長年間
 名古屋築城の時加藤清正の造
 りて獻せし所なるがその費し黄金の數は幾何な
 りけん古志にも見えず人の知らぬも多し此頃鈴木
 幸八といへる人の記録を見しに名古屋天主の用材
 間敷等を載せたり其中に(虫吻高さ七尺七寸延て
 壹丈一尺五寸^{黄金を以て作}此附金千九百四十枚小判にし
 て一万七千九百七十五兩)とあり此小判の數を今
 日の新貨に打算すれば十八万四千三百三十三圓六
 十二錢五厘強となるなり當時は今日と事變り金銀
 も餘多世上に流布すれば斯る豪華もありしならん
 か其費し黄金の多きは實に想像の外といひつべ
 し

○時計の起原

時計に晷、漏刻、香時計、
 (又常香盤ト稱ス)枕時計、

樓時計、袂時計、掛時計、置時計、等あり晷は一定の場所にて度を盛りたる板を置き其の前に細に線を樹て其線の日影を板上の度にて照して時を知るものなり漏刻は天智天皇の時始めて制せられし者にて器に水を盛り其器に開けたる孔より水の漏るを見て時を知る者なり船中には今も砂を漏して時を計る器あり香時計は火を香又は線香に點し其の燃るを見て時を計る者なり枕時計は昔ありし者にて一晝夜十二時に割付けたる壁板あり其板に沿ひて蝶の形したる針が上下する様作り最初鍵を以て巻くときは其の蝶上りて板の頂上即朝六つ時の處に至る而して翌朝六つ時に至るまで漸々下りて終て留る故に翌朝復たび其の蝶を巻き上げざるを得ず甚不便なる者なり尤も其の壁板に盛りたる時計は晝夜の長短によりて繰り替ることを得る仕組みなれば此時計は日没日出は必ず六つ時なりとの原則によりて定めたる者なり又樓時計は晝夜十二時を十二支に分ち圓形に記したる板あり針ありて其の面を始終指示する者にて此は當今の者と同じ仕組なり唯頂上に鐘あることは目ざまし時計の如く又

二箇の重き鐘を下げたり諸侯の書院などの外無かりし者なり右雨つながら古へ和蘭人などの輸入せし物に倣ひて作れる者なるべし袂時計は西洋千四百七十七年に發明されし者ゆゑ其頭蘭人より幕府などへ献上せし事もあらん初は雨蓋の極めて大なる重き物なりしが後は漸々小くして狂ざるを尙ふこととなり鐘形、鎖引き(せんまゐりの代りに鎖を用う)など手丈夫の器械發明せられ分飛(一セコンド毎に一度づつ飛ぶべき大なる針を設く)引き打(別に器械を附し之を引くときは現在の時(分秒)を打つ)龍頭巻き(鍵を用ゐず龍頭をねぢれば掛かる工夫なり)等漸々精工を極めたり今は大形片硝子(但金時計は兩ふた)龍頭巻を最流行とす亦淡泊にニツケル製のウチタータペリーも好し昔は時計など云ふ者は貴き品なりしを今は道具の一つとして何れの家にも必ある様になりぬ然れど日本人が時を遣へ約束を遣へて物ともせざるは家ごとの時計がキチンと合はざるにて知らるゝなり

○行燈の起

元と燈臺に出たり燈臺の始め詳ならず春日驗記等の書に風

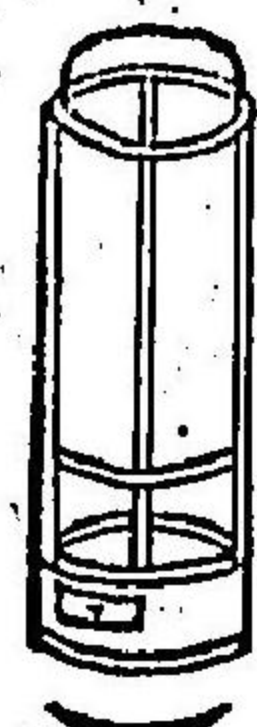
はやき時に紙以て燈を盛らむはひたる圖あり



上はゆを張るは夏虫の火に入るを除るためなり



これより次第に工夫して行燈出來始めしなり山城國梅尾高山 鉄を以て造る梅尾高山寺に明恵上人の造人の燈あり



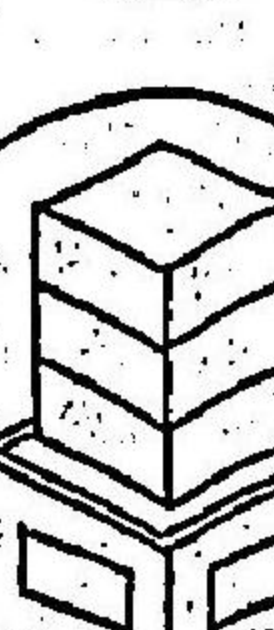
下學集に行燈挑燈とあげたれば二種の物なりされど近世の如く家内に居置を行燈と云に

あらず共に手に提て持物の如し其名二ツなれば其品も別ならんに其異同を考るに行燈の古製は今茶人の用ゐる盧地行燈といふ物を云ふ其製作持歩くに便なるによりて名けしなり挑燈とは籠にまれ盛む様に製作せし物にまれ其物を云ふなれば自ら迷へる物なり今家内に居置物を行燈と云ふは誤りなり是は全く燈臺より轉せしなり

○重箱の始

(好古日録)に重箱は慶長年中重ねある食籠にもとづきて始

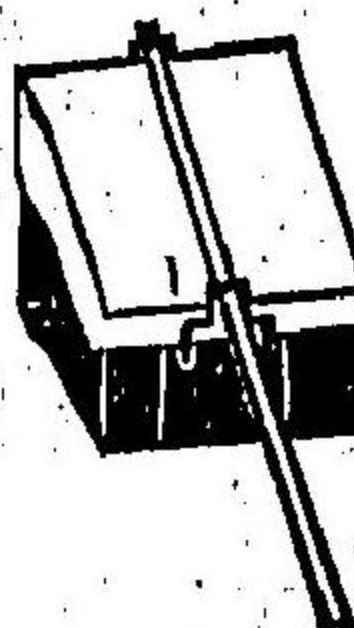
て製造す



重箱三組

○挾箱の始

明智光秀板二枚を用ゐる衣服の上下を覆ひ竹を以てこれを挾み僕従をして携はしめて挾み竹と名けしに慶長年中に豊太閤の小姓頭なる小野縫殿助挾箱を工公の僕布施久内と云ふもの始めて造出すとあり此品平士は一箱を持せ大名は二人をして雙行せしめたり

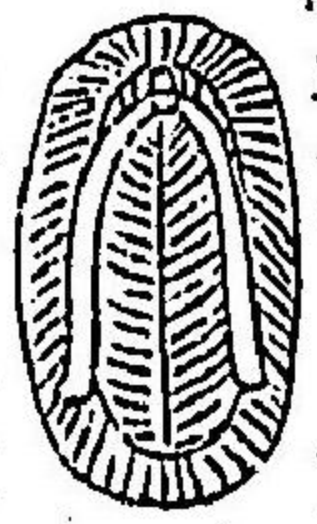


三才圖會には秀吉

○雪駄の始

永祿以來出來初之事と題せる書に或曰宗易ノ名此セキダをばき初しと云ふ是は不識のわざなり信長公の御代倍臣はセキダ昵近はシキレト御定ありしに依て雲駄初しなり地下人もシキレハはかざりし也雪駄とは草履の裏に馬皮を縫著しものなり明治維新より

り多くは
はかざる
なり



裏上
生皮ヲ
張ル

○靴の始

神代紀より之を造る越後國彌彦神社の神實は神饒速日命の著用せし香

なり
と云
厚サ三
分
皮ヲ
金銅
昔
肥後國
テ橋出ス



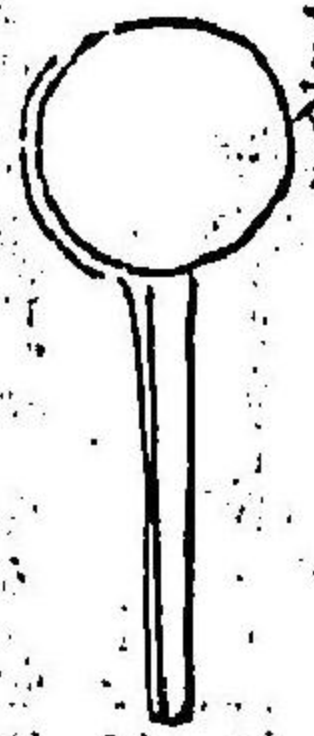
○笠篋の始

神代紀卷一に素盞鳴尊適於
底根之國于時霖也素盞鳴

○杓子の始

文徳天皇の皇子惟喬親王の令
旨を以て勢州多氣郡藤小屋村

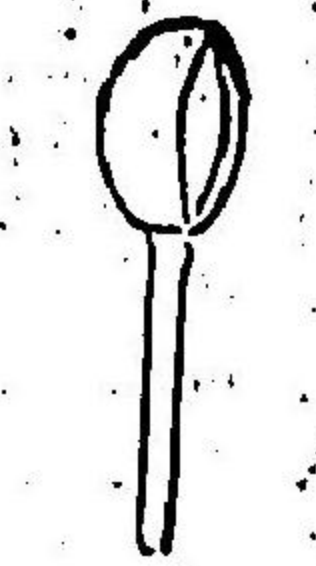
に於て始て之を作る云ふ又江州多賀里にて多く
作れ大杓子
狹の手



○杓の始

神代紀の一書に曰伊弉册尊生火
産靈時爲子所集而神退則生水神

岡象女及土神植山姫又生天吉葛丹後國風土記云
伽佐那矢原地建神籬以遷祭豊宇氣大神而始定
聖田常與方二里許湧出靈泉故天村雲命灌其泉
於聖田則未熟荒水以和故號其地稱眞名井亦傍
生天吉葛以其苑盛眞名井水而即調度神饌遠長
仕奉故稱眞名
井原苑宮也中
古以來杓を曲て
これを造る
竹杓は享和年中上總國鹿野山下の人三浦四郎と云
ふもの江戸に來り始て作り出せり



○大鼓に柄繪を畫く事

縣居大人曰柄
は月射るに左

りて大年神を生む大年神天知迦流美豆比賣に御合
坐て奥津日子神與津比賣神亦名大戸比賣神を生む
此者諸人以拜窺神者也古事記に見えたり與津と
は置築の義にして庭に土を築立塗るにより稱へ
たる名なり大戸は家屋の魂神の義なり大炊寮に大
八島窺神と稱へ齋祀れり高橋氏文に景行天皇五十
三年十月窺神を大八洲爾像天八乎止古八乎止降定
天神世大嘗等爾供奉始支とあるに始れり窺を大八
島に像る義は大
八島に産る穀物
を煮炊くと此窺
に依りて成る物
なれば其御靈神
を如此稱奉ると
奇毘にも妙なる
となり又山城の
平野には久度神古閉神今木神と稱して齋祀す久度
は窺を云古閉は槁の義今木は新穀なりこれを宮比
神と云ふ民屋には宅神と稱す古には鐵釜なく瓦に
て作る中世河内國丹比郡狹山郷日置莊に天糠戸神

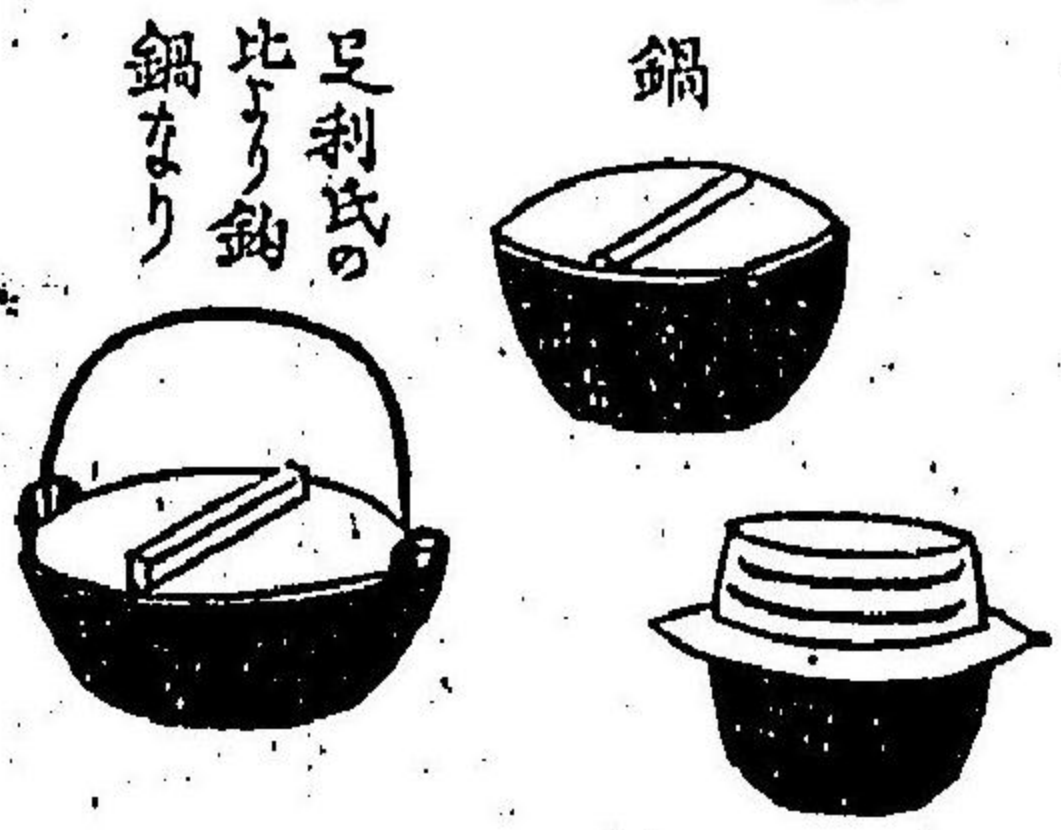
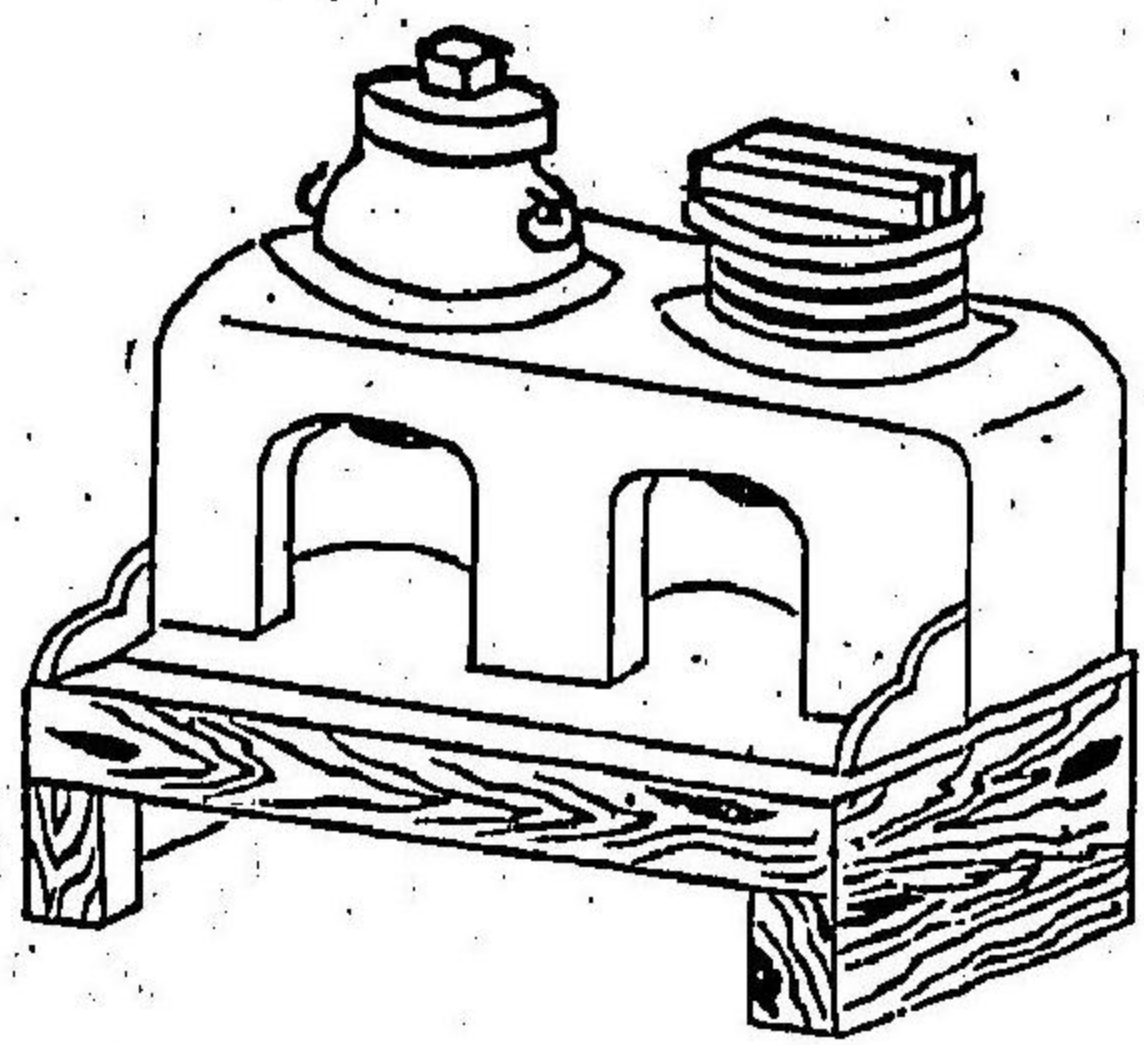


○釜鍋竈

此は神世の始め造てて火食をな
さし須佐之男命神大市比賣を娶

●器 財

の子石凝姥命の裔なるもの始て鐵を以て鑄作之



其神孫なるを以て天命と稱す又支流武州川口に分
る又江州辻村攝州大坂等にて鑄之

塙も上世は瓦なり中世鐵を以て鑄造す播磨にて造
る物を賞翫せり外に川口等にても多く製造す

○小田原提灯の起原

古の提灯は籠に
紙を張りしもの

にて伸縮自由ならず此の便法を發明せしは相州小
田原驛新宿町の人甚左衛門といへる者にて天文の
頃始めて同國關本最乗寺の山中より材を採り來て

之を作れり世人之を用ゐるに靈山の材を用ゐたる
物ゆゑ深夜に狐狸妖怪を除くの効ありとて世に弘
まれり享保の頃より盛に行はれたり後甚左衛門の
家は斷へたれども其の親屬同町に一戸萬町に一戸
ありて今に之を製造せり全驛處々に之を鬻ぐ家多
くわれと製造は彼の二戸に限れりと云此の地の提
灯製造堅牢且携提に便なれば今に世に賞揚せらる
骨董集(岩瀬醒著文化年中印本)に唐土には今にた
いひ挑灯なしと聞く唐紙は性よわき故に挑灯傘の
類紙をもて製するとあたはず實に御國の紙は萬國
に類なき至寶なり(中略)文祿の頃異國より渡りて
後此に製し始むといへるは不稽の説なり云々と見
えたり

○活版考

文明の利器一にして足らずと雖も
今日最も盛に行はるゝ新聞雜誌其
他汗牛充棟の書籍刊行に用ゐる活字印版は開明
の力を助けたる者はあらし歐洲に於ては一千四百
三十八年の頃日耳曼人グッテンベルグなる者同聯
邦の市府マイエンスに於て之れが活字印行の術を
發明し同府の市人アンドレウ、ドロセンニス。ジ

ヨシリツア及びアンドレウヒールマンの三名と社
盟を締り専ら世に行はれしは今を距る實に四百五
十餘年前の事なりし

我邦活版の事業は何れの國より輸入し來りし哉將
又單に本邦に於て發明せし哉其始を詳にせずと雖
も今活版經籍考に載する處によれば文祿年間の際
求より古きは無き由なれども其盛んに行はれしは
既に慶長元和の頃に在りて今世に傳はる活字本多
くは皆當時京師にて刻する所なりといひ或は古き
經傳に活字印行ある者を見れば世人概して足利本
と稱するは下野の足利學校にて印版せしもの有し
を傳へて斯はいふなるべし如何にも今足利に活字
印の數百個残れる者有れど其字體縮少にして今存
在する所の諸書に合はざるを見れば自ら是れ別物
なるべし今なべて世に存し行はるゝ所の者は悉く
洛東の舊本なるべしと又永祿以來出來初の事と題
せる冊子秀吉公御代の事といへる條に一字板これ
は高麗入りわりし故なりとわり此の一字板は即ち
活字のとなるべし高麗入とは憶ふに征韓の役に活
字印版を齎し來れる者ならん歟以上は山崎美成氏

も嘗て好古餘録の内に此事を論せられたり

我邦活版の事業多く世に行はれし事は既に前陳せ
るが如く慶長元和の頃にありて既に直江山城守兼
續か春秋左氏傳を活字版を以て刊行せし由最も盛
んに行はれしは降て正徳延享の間に在りてす既に
太宰春臺翁の著經濟錄十卷は其の原本に横字倒植
字等あるものを見れば正しく活字板に出でたるを
を證すべく其他物徂徠の政談も確か活字板に成り
たりと覺ゆ又此時代は稍々文事も開らけ隨て明哲
賢士も多く出たるの時なれば之れを利用するの道
も開けて全く世に盛んに行はれしとありしなる
べし。さてまた本邦に於て活版の行はれし始は何
れも文祿慶長の間なれども茲に最も古きといふは
古へ南北兩朝の頃高師直が夢想國師の書を得て之
れを活版に印行せし者今稀に遺存しある由一書に
見えたる處を以てすれば本邦活字の行はれし始は
蓋し歐洲諸國に譲らず遠く五百五十有餘年の久し
き昔の事なるべし然れとも之を彫刻し之を利用す
るの術に至りては未だ幼稚にして一も進歩の見え
ざりしは實に今日西洋の文明に後れたる所以にし

て是れが採用の開けざりしは彼に數歩を譲らざるべからざる所以あり
今や漸く泰西の文物輸入し來り以て今日の如く書籍出版の事業擴張し活字利用の隆盛に至りしは誠に可賀の至りなり

○胡毬板胡毬子

兒女の春初の遊嬉なる羽子羽子板は永祿の頃までは胡鬼板胡鬼子とも云へり古節用集に胡鬼板とあり足利將軍家にては例年十二月十九日には、こき板十二を箱に入れ(團月ある年は十三なり)御大工及棟梁頭より進上す又光雲院よりも進上ありさて將軍家にては正月一日之を盛にするて飾る其後御所へ少々つゝ献上する也(年中常例記、年中恒例記)後崇光院御記、永享六年正月五日條室町殿より宮御方へ毬杖三枝、玉五(色々彩色)こき板二(蒔繪世物繪等風流)こきの子五被進、言語道斷殊驚目了、御自愛無極とみゆ公家にては節季に此物調へて春の初に兒女喝食等に與へん料とする事、多開院日記に天正四年十二月十六日はこ板御なへ御喝食へ下代一斗六升にて買之季邊

○如意と麻姑の手の考

日録寛正五年正月廿一日被寵獲樂而賜羽子板羽子扇尤爲寵光也忠富王記文龜三年正月七日、御こきの子、長橋文にてあちや、に給由被仰出下、言繼卿記天文□年正月七日、我子息女喝食に羽子遺之などあり、今も都鄙ともに兒女の好玩具なれど、こき板こき子の名は已に替りて知るもの稀なり元長卿記には胡毬子と書きたれば、初は外國よりの傳はれるものにや世談問答に、これは幼なきもの、蚊にくはれぬ呪事也、秋の初め蟬吟といふ虫出さずは、蚊をくふ物なり、このこきのこといふは木迷子などを、とんぼうがしらにして、羽をつけたり、これを板にて突あくれれば、落るときとんぼうがへりのやうなり、さて蚊を恐れしめん爲に、こきの子とてつき侍るなりといへり、妄誕に近き語ながら、中古以來小兒遊の好玩具となり、禁裏將軍家どもに春のまうけの一つにかすまへらるゝこと或は右様の説をつたへし故にてもあるへし

僧家の具なる如意といふ物は僧侶の常に携するものにして其形一様ならず竹

木鉄骨角玉七寶の類にて造れり釋氏要覽云如意梵云阿那律指歸云古之爪杖也骨角竹木刻作人手指爪柄可三尺許或背有痒手所不到用以搔爪如人之意故曰如意この文に據れば手の至らざる所を搔く具にして今云ふ麻姑の手(孫の手)書はわろしこそ其の如意なれ又麻姑の手の事は列仙傳の三に方平といふ者の妹に麻姑といふ仙人あり其手の鳥の爪に似しより其名唱は起りしといふ事見えたり然れば爪杖又は搔杖と云ふ濟北集釋和子の詩に「非彫非刻轉風流、髣髴麻姑指爪頭、一搔諸方痒處盡、虛空背上有瘡不」とあり之れに依て考ふるに今の如意は全く麻姑の手を變製せしものなるべし

○烟管の考

烟管は多葉古の渡りたる節は紙を巻て煙草を吞たり其後段或は細き竹をきて夫に煙草を盛りて吞なり羅山文集に云俗波古草名採之乾暴剝其葉而貼紙捲之吹水吸其煙と云跡先に輪を用ゐるは頃年の事なり元和元年六月一統御停止に相成候より其頃白木屋と云町人柳原土手を過るにつかれたる乞食菰の

下に忍びてたばこを吞む白木屋思ふは此殿敷御停止なるに糧に盡たる乞食多きに捨得ざるは世人好む所甚し頓てゆるやかにならんと考へ江戸京大阪に捨たる煙草の器を買取庫に納め置くに果して程なく此制禁ゆるみける時に右器物を出して賣て大利を得富貴となる其家今に繁榮す也(以上いろは雜記)又櫻張といふ烟管は明和の初め京三條櫻屋長右衛門と云ふ者張出せしなり世上一統に流行して十人が八九人迄も皆櫻張を持ちたりしが天明の頃出世張と云ふ煙管時花出せり(野翁物語)又享和二年板本廓意氣地に(十返舎一九著)ぼうようざれのたばこ入金物に銀を遣はす村田のさせるしんちうの徹座七子五分もすかぬ云々であるを見れば此頃已に粹客など云へる證は澁き持を尙ひしなるべし因に云ふ煙管の竹をウと云ふと天竺の堺に羅宇國といふあり其所の竹を煙管に用ゐて能き故にウウ竹と云ひて持離すなりと桂秀樹の千賀屋草に見えたり

○扇の鯨要の起原

嘉永辛亥年春編成の破柳骨(作者不詳)と

云々書物に因れば扇の鯨の要は元文の頃京都六角邊に居た小西八郎兵衛といふ者始めて工夫したりと云ふ

○冠の制の始

日本紀に云推古天皇十一年十二月戊辰御壬申始行冠位と是冠を以て王臣の位を定し也

○烏帽子の始

烏帽子の創始不詳或書に天武天皇の時より始るよし見えたり又貞丈雜記に云はうしを堅く作り始しは花園左大臣有仁公より始る續世繼物語に見えたりと云ふ

○烏帽子の種類

王代一覽に云烏帽子色と烏頭と名け帽子に擬して製す立烏帽子、折烏帽子、細烏帽子、引立烏帽子、風折烏帽子等の數品又柳、緞、揉烏帽子等あり

○日本に於て印板の始り

木板書籍は鎌倉府の五山を嚆矢とす又植字版(一字版)と稱する今の活字版に似たるものは土御門帝元久年中に始り

○馬車の創造

工藝志料に云明治二年東京及横濱の工人西洋の巧を傳へ其力して始て馬車を製ると云

○人力車の創造

工藝志料に云明治四年東京の本銀町の車工幸助元柳橋の田中古村と共に發明する所ありて始めて人力車をつくり萬民往復の便に供すと云

○印形の創造

安齋叢書に云禁式に持統天皇六年九月癸巳朔丙午神祇官奏上神寶書四卷論九箇本印一箇と云ふと見え又續日本紀に文武天皇慶雲元年夏四月鍛冶司をして印を鑄さしむとあり

○活字板の創始

蓋上古印あるものならず只大切なるものには信を以てし持統文武の際に至りて始て後世の如き印を作られしならん
文教温古に云活字板其始を詳にせず今世に傳はるものをもておもふに文祿年間の蒙求よりふるさはなしさればその頃よりはやくありしと云ふもはるししかれども活字本多くはみな當時京師に

て夢窓國師東鑑を印行せり又直江兼繼の文選足利學校の藏せる論語等皆印行せし由徳川家康足利學校の都講三要和尙に十餘萬の活字を賜ひ天下の遺書を搜索して刊行せしめ且銅字十萬を以て大藏一覽を出版せしめたりと云

○大船の創造

本邦艦あると神代の遠古既天皇五年の下に云冬十月科伊豆國令造船長十丈船既成之試浮于海便輕泛疾行如馳故名其船曰枯野と是大船創造の起原にして本邦是より船數も多くなれり

○蒸氣船の購求

武田信英草廬漫筆に此船木は豆州日金山の麓奥野の楠を以て作ると云
蒸氣船は亞米利加合衆國のフルーンといふ人の發明にかゝり本邦にては安政二年六月軍艦觀光號を和蘭より始て購求し幕府矢田堀景藏勝安房等を長崎に遣し其操船法を學はしむ而て慶應三年に至る迄歸龍威臨朝陽富士山開陽の諸艦を和蘭及米利堅より購求せり

て刻するところのものなり或は活字の經傳をもて世人概して足利本と稱するは下野の足利學校にて印板せしとのありしを傳へてかくはいふなるべし今も足利に活字印數百枚残れり云々
又同書に印板の最もふるまはるものは今も大和國法隆寺に傳はるところの寶龜勅願の陀羅尼なり續日本紀に曰寶龜元年四月戊午初天皇八年亂平乃發弘願令造三重小塔一百萬基高各四寸五分其徑三寸五分露盤之下各置根本、慈心、相輪、六度等陀羅尼至是功畢分置諸寺云々
蓋當時書寫の功を假らすして摺寫せるもの活字板なるべし

○三味線の起

文祿元年琉球より始めて三味線を渡す其頃瀧澤檢校と云人ありて淨瑠璃文句に節をつけ又角澤檢校とて音曲に巧みな人ありて淨瑠璃の節を合せて三味線を彈き始めしなり故に後世三味線ひきを野澤、鶴澤、或は豊澤などいへり

○はな紙袋のはしめ

上古の人と雖も他行の時は懐

○刀劍の始 四十二代文武天皇三年大和國宇多の人天國の寶劍を打つ是本朝刀鍛冶の始めなり

○天叢雲の劍 紀元前素盞鳴尊天祖に不敬國に逐ひ遣らばれ足名推のたりに蛇を斬りその尾中に靈劍を獲てこれを天祖に奉る天叢雲劍と稱し三種の神寶の一なり

○鳥銃始めて本邦に入 紀元二千百九十九年天文十一年葡萄牙の商船多寶島に來たり明人を通譯として互市を求む爾す物に鳥銃あり島主時堯これを奇とし購ひ得てその製を傳へしむ鳥銃これより國中に逼し

○刀の短さを善しとする起 文祿年秀吉朝鮮を陥る王急を明に告げて救を求む明軍と戦ふ明軍勝に乗じて至る小早川隆景立花宗茂等これを碧蹄館に邀へて大に撃ち破り斬首數萬如松僅に免るこの戰に我が兵三尺又は四尺の刀をもつ

中に使用の紙なくんは有べからず是を古書にはたたらがみ文字には疊紙ともあり然れば今の鼻紙はむかしのたたらがみなり扱鼻紙袋といふ物は寶永の頃より始りし物にてはじめは絹にもあれ木綿にもあれ四角に縫口にはくくるべき紐をつけ内には途中用の物を入しを鼻紙袋とて我妻娘などに細工させはな紙袋とて賣店は有ることなかりき又煙草入は安永の頃は舊幕時代に用ゐし鏝袋の形にて皆ハセ掛なり表には似た山錦裏は黒縹子籠甲のハセなるが極上等の物として稀に所持する人あれば諸人珍らしがりて手に取て見る程なり價は銀五匁位なりしとぞ

○鐵砲の始 天文八年八月薩摩國赤尾木の牟羅救舎と云者あつて始めて日本人に鐵砲の秘術を傳授す其後泉州堺の橋屋又三郎是を丹練しそれより諸國に弘めり是鐵砲の元祖なり

○鎗の始 正慶二年補正成始めて鎗を工夫して天野了願といふ者に授けしとぞ

○本邦洋製に倣ひ軍艦を造る始 嘉永年間徳川十三代家定の幕府島津齊彬洋製に倣ひ始めて軍艦二艘を造りこれを獻す徳川齊昭も亦造り獻す幕府亦和蘭に託してこれを造らしむ

○大砲傳來の起原 一名石火矢 日本兵器沿革誌に云大友記に天正四年の夏南蠻より石火矢を齎し肥後に來れり當時西洋各國は明、暹羅、安南、呂宋に交易し又我西國に來りしかは我國にては總て南蠻と稱せり宗麟石火矢を獲て大に悦ひ之を豊後臼杵の莊丹生の島に運搬し名けて國崩と云へりとぞ

○角兵衛獅子の起 愛閑樓雜記に或人曰く越後の國より出る獅子舞あり世に之れを越後獅子と云ひ又角兵衛獅子とも云へり角兵衛の名其故を知らざりしに武藏國の一の宮なる氷川の神社に古き獅子頭あり其近傍の村にて獅子舞をするには彼の獅子頭を借受け

舞をなすよし其獅子頭の角に菊の紋あり「御免天下一角兵衛作之」と彫り付ありと云ふ之に據て稽ふれば角兵衛は往古獅子頭を作れる彫刻師の稱にて蓋し越後の人ならん歟

● 外國交通

○ 始めて隋國に通す

三十三代推古天皇
皇經諭を求むる
爲に大禮小野妹子を隋國に遣し國書を贈り給ふ略
にはく日出處天子致書日沒處天子無恙と隋主
帝其臣裴世清等を妹子の歸るに從はしめ答書あり
時に紀元千二百六十八年戊戌にして我朝廷と彼の朝
廷と公に交通する始めなり

○ 唐に通ずる始

三十四代舒明帝の御宇
始めて唐に文通す
紀元千九百二十八年

○ 蒙古の使を卻く

支那北方
文永五年蒙古の國
の主忽必烈使を遣して通好を求めり朝廷答書を關
東に議せしむ北條時宗書辭の禮なきを以てこれを
卻けぬ

○ 朝比奈知明八丈島に通す

紀元二
千百五
十年延徳二年の頃伊豆の人朝比奈知明始めて八丈
島に通す島俗女子を貴び男子を賤み女子家事を主とし
男子出で、賢婦た

○ 本邦人泰西に航する始

紀元二千
百九十九
年天文十二年の頃大友義鎮等使を遣りて西班牙、
葡萄牙、の兩國に至らしむ待遇甚だ渥し邦人の泰
西に航する此に始まる

○ 暹羅國日本街の起

徳川家康の時伊
勢の八山田長政
暹羅に航す時に大坂の敗兵等寓留する者八千餘人
ありて其區を日本街と稱せり今に區を爲して子長政
略ある者なればその士卒二千餘人を率ゐ國王のた
めに内亂を平げ逸比留國に封せられ暹羅の宰とあ
り王に説きて使を遣はし屢々來聘せしめしが後に
至りて亦絶えぬ長政買人に托して已れ大將となり大艦に
より我が國永く東洋の一領國となる

○ 英吉利通商を請ふ始

四代將軍家綱
の時英吉利の
船長崎に來り通商を請ひ昔年免許を得て來船せし
ことを證せり幕府耶蘇教を畏れこれを關人に問ふ

時に蘭英と隙あり且つその商權を奪はれんことを
懼れ彼れ近く葡萄牙王の女を娶り親交太だ密なり
其意何とも測り難しと答へたり因りてこれを卻く

○ 魯西亞互市を求む

紀元二千四百五
十三年 魯西
亞の船、蝦夷の根室に至り我が民を送り互市を
求む將軍家齊諭して長崎に趣かしむ

○ 米國の船始めて浦賀に來る

紀
元
二千五百零六年 弘化
三年 仁孝帝の太子位に即きたまふ
孝明天皇これなり此歲北亞米利加の船二艘突然浦
賀に入りて碇す幕府吏を遣りて來意を糺さしむ答
へていへらく大統領の命をもつて貴國に通商を請
ふと幕吏我が國禁を告げ鷄猪等を給して還す

○ 米使に下田等に泊するを許す

代將軍家
定の時 米使破理期月の至るをもつて軍艦七艘を
率ゐ浦賀に入り進みて江戸海に入り答書を得ん
とす遠近震動す徳川齊昭これと絶ちて國威を張
らんことを議す細川忠護後等これを駁たんと請ふ

老中阿部正弘等平和を主として肯かず大學頭林煥
等を遣りて横濱に應接せしめ下田、箱館、長崎、の
三港に泊し食料等買辦することを許し武、相、房、
總の成兵を撤せしむ

○ 魯。英。蘭の通商を許す

徳川十三代
將軍家定の
幕府魯艦下田に來り亦通商を請ふ幕府米の例に依
りてこれを許し尋で蘭英にもこれを許す

○ 米使巴爾理斯江戸城に登る

紀
元
二千五百十六年 安政
三年 米使巴爾理斯下田に來り國書
を將軍に直呈せんと請ふ幕議これを許す齊昭及び
外藩の侯伯諫むれども聽かず明年巴爾理斯江戸に
入り老中堀田正睦に見え遂に大城に登る正睦頗る
外情に通ず故を以て外務總裁たり家定烏帽直衣を
著し大廣間に謁を賜ひ禮を畢りて之を饗す此日勳
舊の諸侯及び諸有司等儀を盡へて登營す而して外
藩の侯伯皆朝せざり

○ 五港を開き締約を結ぶ

徳川十三
代將軍家

定の幕府安政年間巴爾理下田に次し報ずらく英佛新に清國に戦ひ捷ち勢に乗じて來たり迫らんとす復た米人の比にわらず貴國速に前約に署せば論ず

○幕府使船を外國に遣る始

紀元二千五百

十九年安政六年幕府。横濱。長崎。函館。の三港を開き明年萬延元年始めて使船を米國に遣り尋で魯。英。佛。蘭。に遣る

○樺太島雜居を約す

徳川十五代將軍慶喜使を露國に

遣り樺太の疆界を定めしむ家茂嘗て使を遣り緯度五十度をもつて分疆せんとし仍は實地に就きて定めんと約す後多事をもつて果さず魯乘じて土功を起し五十度を超えて來たり住す此に於て議協はず

遂に彼我雜居を約して還る千島亦其畧有する所となり陽に露領と稱す

○日本西洋交通の始

日本國が外國人と交通したるは

周の頃漢土と通したるが初めなる由は人の知る事なるが白哲人種とは何時の頃より交通したるか之を探らんとするに先づ西洋人と我が國人と相識るに至れる事より記さるべからず我が國にて糶糊の中に彼を知りしは三才圖會等の書に據りてなるべけれど是は後世漢土に通じて後に得たる知識なり而して彼の我を知りしは實に伊太利人マルコ、ポロ、を始めとすポロはツエニスの貴族にて父をニコロポロと云ふツエニスは當時有名の貿易地にして船舶の出入も甚だ多く就中貴族の如きは數雙の大船を有して四方に貿易することなりし時しもコロンブスが米洲を發見する前の事にて航海の術も進歩し有りし物からポロも亦船を出して印度地方に貿易せしが事情ありて同地より亞細亞大陸の内郭に進み糶糊に至り元の大祖に仕へたり大祖名は成吉思又鐵木真とて我が國の源義經なり大にポ

口を寵愛し擧げて宰相となす宋を滅して國を建て終に支那中部を取り太祖の業を成す孛羅が宋の亡臣文天祥を説く所の話其の他建功の詳細は元史に明かなり此の間ポロは義經に就て日本の事情を聞きせし者から歸國の後マルコポロと題する紀行を著しし中に東洋に日本國なる富國あり京都の王宮は銀の瑞垣に砂金の庭、屋上は金板を以て葺き床は銀を以て張れり國中の土は皆金銀なりなど記せりとぞ是の事義經が己が生國を誇大にせしより誤り傳へし歟或はポロが一己の虚喝か知らざれども我が國の非常に富貴なる事は此の時より歐洲人に信せられたり。是に於て歐人中或は我が國に到らんと企つる者あるに至れり或は曰くコロンブスが亞米利加を發見せしも日本を探らんとすの初志より起りし者なりと其の西印度を檢出して此の名を命せしも此の時已に己が企望する地の近傍即ち東洋の一部分に達せりと信せしより名づけし者ならんか又新大陸發見後歐人中同洲の黄色の土を探りて之を本國に積返り大なる損毛をなせりと云ふ話の如き或は國中皆金銀なる日本國と同質の地をらん

と米洲を妄信せしより出でたる失策をらんか其の後歐洲の開化も大に進歩し南洋諸島と盛に交通するに至りしより其の商船の一ある葡萄牙の一艘は天文十年(千五百四十一年)七月を以て此の時始めて國中皆金銀なる此の日本國に其の一部分なる豊後の神宮浦に到着したり其の乗組の僧フランシスコス、サベリウスは同十二年八月を以て再たひ薩の多爾島に來りしが薩人の交誼を好まざりしより肥前の平戸に回航し是より交際漸々親密となり元龜元年の春(千五百七十年)よりは常に貿易を通したり而して西班牙人との通商も殆ど此と同時なりし彼等は貿易と同時に耶蘇教法を弘めたりしかば豊後の大友氏肥前の大村氏有馬氏を始め諸侯伯士民之に歸依する者多く天正十年(千五百八十二年)には大村有馬兩侯の息子(共に齡十五才)並にユリアニウス中浦マルチニウス原外に從僕二人を遣はし方物を持って里斯本より羅馬に趣き法王グレゴリー十三世に獻じたり其の間旅行の時日は三年と一月二日なりしとぞ同十三年六月三十日一行は羅馬を去てマンチユア、ミラン、マドリッド、

●外國交通

里斯本を経て歸途に就き同十八年八月廿一日に長崎に歸着せり其の後植田玄佐支倉又左衛門等羅馬に到りし人なきにあらざれ是の一行が日本人の歐洲に入りし嚆矢なり。其の後歐洲各國人の始めて我が國に來りし年月を尋ぐれば

蘭人ヤンヨリス、慶長五年（千六百年）三月和蘭の商船に乗りて漂着す葡萄牙人讒して海賊なりと謂ふ幕府疑て之を囚はす後疑解く江戸に邸を賜ひて居らしむ今の八代洲河岸及び按針町は其の遺跡なりヤンヨリスは後歸國の途臺灣近海にて溺死しアダムスは元和六年四月四日賜ふ所の封地相州三浦郡早見村に死す（アダムスの傳は後に詳く記すべし）

魯人レサノツト、寛政五年伊勢白子漂民を我が國に送りたるの交誼あるを述べ文化元年（千八百四年）九月七日國使となりて長崎に來り通商を乞ふ許さず
獨人ケンゲル、文化中外國船に搭して我が國に來り雙陸の乞巧に扮して國情を探る三年にして一書を著はす記事頗る詳明

澳人シーボルト、蘭國に移籍す天保九年來り醫を以て我が國洋法醫と交はる日本蝦夷の圖を幕府の天文方高橋作左工門に受けたるを以て遂はる

葡人西人に尋て我が國と貿易をなせしは和蘭人なり然れどもヤンヨリスは幕府の許を得たれども船船なきを以て歸國するを得ず慶長十四年七月廿五日蘭國公使來りて貿易の免許狀を將軍家康に受けたる迄は實際通商をなさざりしなり其免許狀の文に曰く

阿蘭陀船日本へ渡海の時何れの浦へ雖爲着岸不可有相違候而後守此旨無異議可致往來聊疎意有間敷也依如件

英人も此の時交易を許され同十八年五月には軍艦にて使節を送りたる程なりしが元和七年（千六百廿一年）より中絶し後に至て再び交易を乞ひし頃には耶穌教の嫌疑にて謝絶せられたりき西班牙人葡萄牙人は是より先貿易と共に耶穌教傳播を力めたる處其の教旨たる國民を宗教の奴隸となし從て政治上の關係に及ぼし日本國を彼等の奴隸とな

さん目的なりと認められたるを以て宣教師は悉く追はれて國に返り商民は肥前の出島一所を限て住居する事に定められたり然るに寛永十四年（千六百三十七年）島原の亂ありしより葡西兩國の人民は全く國內に在るを禁せられ和蘭の一國のみ葡西兩人に代りて商權を占有し出島の互市場に在て貿易を行へり是の時初めて我が日本國は彼國に對して金銀の國たりしならん○歐洲の形勢も戰亂の爲に一變し我が國も邪教の恐るべき事を感せしより通商も自から疎濶となり其の存在は殆んど見るべからざるに至りたり其後歐洲平定し開化の區域も

更まり魯英等尋て貿易を求め使を遣はして強請すと雖も我が國は前の蘭國英國との條約を忘れたるものゝ如く我が國は古來鎖國の風なりと稱して毫も之を許すの景況なく終に數十年の盤居に開化の

○各國條約締盟年月

國名	假	條約	本	條約
北米合衆國	ベルリ條約	嘉永七年三月二日	萬延元年四月二日	
	下田條約	安政四年五月廿六日		
		同、五年六月十九日		

發達を防歴したり下つて嘉永六年（千八百五十二年）六月米國軍艦浦賀に來りて開港を促がし安政元年（千八百五十四年）三月三日已むを得ずして通商を許せしより各國漸々來り通じ條約十九國の領事今は我が國各港に駐劄するに至れり

○朝廷始めて外交を許す

慶應元年 朝廷始めて外交を許す初め幕府の外交を修むるや假に三港を開き漸次他港に及ぼすを約す是に至り兵庫開港の期近し英米和佛等の諸國迫りて已まらず家茂屢々上言し勅許を請ふ朝議乃ち横濱箱館長崎を許し未だ兵庫を允さず

○外國條約の始

孝明天皇嘉永七年甲寅三月三日米利堅合衆國と假條約を結ぶに始り爾來比年各國と結約せらる

和蘭	長崎條約	安政二年十二月廿三日 同 五年七月十日	安政七年二月九日
露西亞	下田條約 長崎追加條約	安政元年十二月廿一日 同 四年九月七日 同 五年七月十一日	安政六年七月十一日
英吉利	水師提督スチルソン條約 倫敦條約	安政元年八月廿三日 文久元年五月九日 安政五年七月十八日	安政六年六月十二日
佛蘭西	巴理條約	元治元年五月廿二日 安政六年八月廿六日	安政六年八月廿六日
葡萄牙		萬延元年六月十七日	文久二年三月十日
字漏生		萬延元年十二月十四日	文久二年十二月十三日
瑞西		文久三年十二月十六日	慶應元年五月十四日
白耳義		慶應二年七月十六日	慶應三年八月十二日
伊太利		慶應二年七月十六日	慶應三年九月六日
丁抹		慶應二年十二月七日	慶應三年九月四日
西班牙		明治元年九月廿七日	明治三年三月八日
瑞典那威		明治元年九月廿九日	明治三年十一月八日

獨逸北部聯邦		明治二年正月十日
澳地利		明治二年九月十四日
布哇		明治四年十二月三日
清		明治四年七月四日
白露		明治四年七月廿九日
朝鮮		明治六年八月廿一日
		明治九年八月廿四日

○開港年月日

- 横濱 安政六年六月二日
- 長崎 同上
- 箱館 同上
- 兵庫 慶應三年十二月七日
- 大坂 明治元年七月十五日
- 新潟 明治元年十一月十九日

○公使を外國へ駐劄する始

禮氏、駿島氏と共に辨務使に任せられ、森氏は米國に

駿島氏は歐洲に赴く之を我國公使をして外國に駐劄せしむるの始めとす

●外國交通

●驛遞通信

○宿場の始

大化二年諸國街道にて始めて馬つぎを定めたり

○驛を置く始

孝徳天皇二年正月初て驛馬傳馬を置く及鈴契を造る凡給は驛馬傳馬皆鈴傳の符の刻數に依れど日本書紀に見えたり

○鐵道沿革

我國鐵道の創立を明治三年四月とす而して五年五月七日東京横濱間を開き七年五月十一日大坂神戸間の鐵道落成し九年七月廿六日西京大坂間の鐵道成り十年二月五日車駕京都大坂間の開業式に臨む十一年四月十一日西京大津間鐵道造築の議を許す十四年十一月五日日本鐵道會社の創設を許可す十五年三月十日敦賀大坂間を開業し十七年六月廿五日車駕上野高崎間の開業式に臨む全年全月坂界鐵道會社を許可す全年八月二十日品川前橋間開業し十八年十月十五日高崎横川間開業全年十二月廿九日大坂難波大和川間開業十九年三月一日武豊熱田間開業全

年六月一日木曾川熱田間開業全年七月十九日中仙道鐵道布設を廢し更に東海道鐵道線を起すに決す全年八月十五日直江津關山間開業全年十二月伊豫鐵道會社の創設を許可す全年七月十一日横濱國府津間開業全年全月十六日大宮白川間開業全年十二月十五日白川蘆荻間開業二十一年一月山陽鐵道を許可す全年二月讃岐鐵道を許可し全年三月大坂鐵道關西鐵道甲武鐵道を許可し十一月濱松名古屋屋間開業全年十二月二十三日明石姫路間開業廿二年二月一日國府津靜岡間開業全年四月十一日甲武鐵道線路中新宿立川間を開業し全年全月十六日靜岡濱松間の運輸を開始す

○郵便の濫觴

本朝政體に云明治四年以前に在りては民間信書の往復専ら飛脚屋と稱し私に營業せる者に托して行ひしかば其費用の廉ならずのみならず接近の地に長久の時日を費し其不便少ならずしかば我政府歐米の例に倣ひ同年正月廿四日西京大坂の間に郵便を設け切手を貼附し時を刻して信書を遞送するの法を定め同年三月朔日を以て實行せり爾來信書

の往復は驛遞局にて取扱ひ人民私に此業を營むを禁し全國内一様の法規に據りて何人たりとも信書物品を授受するを得るとり爲たり

○萬國郵便聯盟の創始

本朝政體に云諸外國とも文書物品遞送する法を設け明治十二年萬國郵便聯盟に加入せし故外國郵便益々便を増し重量三匁九分九厘以下の信書に付土地の遠近の便否に因り五錢以上三十四錢以下の賃錢を拂へば則以て遞送するを得るに至れりとぞ

○爲替手形の創始

農商務省報告商業慣例に云本邦に於て爲替の法の行はるゝや久し或は鎌倉北條の時青砥藤網民政を奉行せしに方り始めて手形と云ふものを造り其便を開くと是或は附會の説なる莫さを保せずと雖當時之を以て融通の便とせしとは古書中に於て間々見る所なれば既に其事ありしを知るべしとぞ

○郵便爲替の始

本朝政體に云明治八年に至り郵便爲替の法を

設け都府市邑に開設せる郵便局に些少の手數料を以て三十圓以下の金を送致するを得るとなり一層便利を加へたり

○電信線の創造

本朝政體に云我國に電信線を架設せしは實に明治二年八月横濱燈臺寮より同裁判所に至る七町の間を築造して専ら官用に供せしを以て其權輿とす其年九月東京築地税關より横濱裁判所に一線を架設して公私一般の使用に供せしより爾來線路年に長し線條月に増し明治十一年六月迄に全國公私一般の通信を通するの線路一千里の上に出で之か線條を延長すれば三千里の外に達し之を取扱ふ電信局凡八十に至れりとぞ

●稱 號 附姓氏

○太上天皇の始

文武天皇元年先帝の持統天皇を尊み玉ひ是より院の御所に在りて太上天皇と稱し奉れり

○天子院號の始

人皇六十三代帝冷泉天皇を安和二年に冷泉院と號し奉り之れ天子院號の始なり

○女帝の始

二十二代崇峻天皇の御宇大臣蘇我の馬子外戚の權を振ひ内は私慾を恣にし外は佛法を飾り驕暴日に甚だし帝これを惡み一日野豬を獻する者ありし時何つか朕が惡む者を殺すこの猪の如くすべしと宣ひしを密に馬子に告ぐる者ありて馬子大に懼れしが俄にして帝崩じ給ひ宮中擾れ騒々を怒りて數人を殺し額田部の皇女を立てて御位を繼がしむ推古天皇これなり女主の登極此に始まる

○人臣として縦に天皇の廢立を行ふ始

五十七代陽成天皇長し給ひて疾あり藤原基經^{實房の兄}長^長の^子これを愛へ諸公卿と

議し帝に請ひて御位を避けしめ仁明帝の皇子時康親王を迎へ立つ光孝天皇これなり初め基經密に宗室の立つべき者を求め諸皇子の邸に参りけるに諸皇子みな修飾して出で迎ふ後に親王の邸に参りけるに罷蹴れ席破れたれと親王自若として氣高く座し申しけるに基經心服し遂に親王を迎へて立つ是を後に人臣として縦に廢立を行ふ始めとなる

○法皇と稱し院と稱する始

五十九代宇多天皇御位を太子に禪り給ひ臣僚の能否國家の得失等を書し訓誡となさしめ大納言藤原時平^{基經權大}納言菅原道真に詔して少主を輔佐せしめ落飾して法皇と稱し崩じて宇多院と稱せらる法皇と稱し院と稱すること此に始まる

○相家の院と稱する始

六十五代華山天皇の御宇兼家外祖をもつて關白賴忠に代り太政大臣關白となり京極二條の第を造り奢侈を窮む後職を罷め髮を削り僧して法興院と稱す相家の院と稱する此に始まる

○皇后中宮並ひ立つる始

六十七代大納言濟時の女を立てて皇后とし給ふ是より先き道長其第二女を納れて女御とす此に於て中宮たり皇后中宮と並ひ立つること一條帝の御時に始まる

○内府の稱號

内大臣の事を内府と云ひしは古へ左大臣右大臣ありし頃其の居所を指して左府右府と稱せしにて猶將軍を幕府と云ひしがごとし

○屋號起因

今昔く商家に用ゐる屋號の起因は大寶令に凡市毎肆立標題^{綃肆布肆之類也}とあるを始とし延喜式に凡市皆每團立勝團號各依其團隨色交關不得彼此就便違越とありて東市に純塵、羅塵、幘巾子塵、縫衣塵、帶塵、紵塵、布塵、苧塵、木綿塵、櫛塵、針塵、杏塵、蒔塵、篋塵、墨塵、丹塵、等の五十一塵と西市に絹塵、綿塵、綾塵、絲塵、紗塵、等の三十三塵を定め給ひし如く凡商品の名によりて商店を別ちたるを後の世

●彌號附姓氏

に鹽屋米屋呉服屋酒屋など云ふ屋號となりしことにて是れ其濫觴ならん其後鎌倉氏に至りては所謂保々奉行(保檢斷奉行、地奉行の兩職を云ふ)を置きて鎌倉府下の街坊警備より道路屋舎及び賣買の事を司らしめ文永二年鎌倉市中に散在する町屋を集めたるとありと雖延喜の如く別に塵名を定めたるとなしされど玄惠法師の庭訓往來に七座之店(絹の座、炭の座、米の座、檜物座、干菜積座、相物座、馬商座、庭訓抄に據る)を擧られしを是れは鎌倉氏の末つ頃には専らこの座名を用ゐしにや室町大乗院藏寺社雜事記中に鹽座檜物座桶結座材木座銅座油座カラカサ座サウメン座の如き者あり然れどもこの座てふものは問屋の如きものにて屋號とは自ら別の如く覺ゆ徳川氏に至てもこの座名猶残りて金座銀座朱座秤座など云ひて特別に保護を受くるものとなれり兎に角屋號の起因は遠く大寶肆標、延喜の塵名となり遂にこの座名より屋號を發したるは疑ふべしなり今細かに屋號の起りし源を尋る時は種々しなあり先大凡これを七

つに分ち得へし第一は其商ふ所の品物に由りてと
りしもの第二は祖先或は已れの出たる國名地名等
よりとりしもの(或人云ふ國名地名を用ゐるは其
所より出たる物を商ふによると今暫らく書して考
正を俟つ)第三は唯商業の繁昌を期し福神又は祝
ひの言よりとりしもの第四は草木魚鳥の名を假り

て用ゐしもの第五は器物の名より取りしもの第
六は其祖先の姓よりとりしもの第七は其家のある
縁故より取りしもの等にて其中最も古く用ゐられ
しものは第一のものなり第五の如きはその内へこ
めて見ることもあるべし今試に表を作りて其大略
を示す左の如し

第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七
米屋	駿河屋	大黒屋	鶴屋	升屋	酒井屋	大丸屋
呉服屋	越後屋	ゑびす屋	龜屋	樽屋	西村屋	両口屋
炭屋	松坂屋	千代倉屋	柏屋	玉屋	橋本屋	井桁屋
酒屋	大坂屋	萬代屋	桔梗屋	鍵屋	森田屋	大文字屋

或人の説に何やと云ふ家名は元暖藤の摸様目しる
しより起ると云ひ小栗實記に古へ家號を丸と呼ぶ
今の屋の如く稱す故に間屋を間丸と云ふとわれど
この説の取るに足らざることは喜多村氏の婦遊笑
覽に論ひある如く強ち暖藤の摸様目しるしより起
るにあらざることは前に掲げたる七種の屋號ある

を見て知るへし又小栗實記に云へる家號を丸と呼
ふことものに見えすは只間屋にのみ用ゐたるこ
とあるも一般の家號に丸のこと見えたるものなし
○法親王のはしめ 續世繼に覺行法親王
らはにて親王の御名之給はねども親王の宣旨か

うふり給へり後二條のおとゝ出家の後は例なきよ
し侍りければ白川院内親王と云事もあれば法親
王もなぞかなからんとて始て法師の後親王と開え
給ひし也

○外邦を「カラ」と呼ぶ起

紀元五百六十四年崇神

天皇御宇意富加羅の人來たりその隣國の新羅とい
へる國と地を争ひ援兵を求め且つ内屬せんことを
請ふ帝これを許し菟垂津彦を遣りて援けしめその
國名を任那と命じ給ひぬ後世外邦を「カラ」と呼ぶ
こと此意富加羅の名より起れりと云ふ

○御所及び公方と稱ふる始

紀元二千

零五十二年明徳年間足利義滿室町の第を造りこれ
に住す世人御所と稱し義滿を公方と敬ふつひに天
下公方あるを知りてまた天子あるを知らざるに至
る

○おいらんの起

娼妓は名多きもの
は有らじ、傾城、傾國、
太夫、遊君、おいらん、女郎、傀儡、おやま、遊女、う

かれめ、よね、あそび、など猶あるべし扱其の中
いらんと呼ぶは如何なる意義にや天保年間待賢堂
てふ人のものせる燕石十種中ある娼妓考には其起
原沿革等いと詳しく説きぬれども未だ其の名稱に及
ばず思ふに「おいらん」は「おやらん」の轉せしなる
べしヤイユエヨいとよと音相通ず然れば往古あそ
び其の門邊に立ちて客を呼ぶおやらんがくと言
ふものから娼客も其の詞に馴れておやらんかいら
んとは轉せしなるべし

○テンブラ考

テンブラと云ふ名の可笑げ
れば如何なる義にて然名號

しにやと思ひ居たるに一日山東京山(京傳の弟)の
隨筆蜘蛛の糸巻を見しに京山八九才の頃京の人某
兄京傳の許に寄食せしが是とてなす業も無ければ
京傳に告て言へらく上にて幸運根を小麥粉にて
包みそを胡麻の油にて揚げたるを「アゲダシ」とて
賞玩せり此地には然るものを見ず已れ今より其業
を始めんに本錢借してんやと京傳云ふ其は面白き
思ひ付きにこそと其人其業を始めしが「アゲ」出し

と呼ぶも陳腐し他によき名を付てよと云ふに京傳の云ふよう足下は天竺浪人にて此地にプヲリと來しなれば天プヲと名けんとして其標牌に京山をしてテンプヲと書かしめたりと云々去れと今の名稱に依れば魚類のみテンプヲと呼び野菜の方は精進揚と呼ぶものから京山の云へると齷齪するのみならず其事の餘りに附會に過ぎぬれば如何と思ひ居しに頃る信夫怒軒翁が天賦雜の説を讀みたれば前の如き説を述べて附するに唐土には早くより行はれしとを記されたり京傳早く此事を解しことさらに滑稽を以て己れが洒落となせしか將た其名の暗合せしなるか

○寺號山號院號の起原

寺號は元と漢土に於て外國

の使節を取扱ふ館舎の名なり是を鴻臚寺と云ふ後漢の明帝永平七年に印度より迦葉摩騰竺法蘭の二師渡來せしを始めて鴻臚寺に居させ後に一字を建殿して住せしむ之を白馬寺と云ふ其後此を例として寺號を以て佛藍の名稱とせり山號は一山の惣名なり叡山日光山等と云ふが如し都て寺は禪定の爲

め清淨の地を擇ぶ故に山を依處として此に建設す故に里にありても之に準じて山號を稱するなり院號は唐代に宮中の一院を内道場とし法を修せしめられたるが初あり之を榮として後には宮中ならざるも院號を稱するに至りたるも山ならざるも山號を稱するも一般なり而して宮中の一院を道場としたるに倣ひ二山の中の一處を何院と名づけしが後には山號は姓の如く寺號は名の如く院號は字の如く轉用する事になりたり坊號は一寺の中にて一人の居る坊舎なり殿令は正覺坊惣生坊等の如し此の坊の主を坊主と云ふ後には坊と云はずして多くは寮と云ふ本坊は太子の居る所なり(東宮坊杯の如し)舎と云ふは吾兄弟の居る處なり(舎號舎弟の如し)寮は嫁杯の居る處なり(寮御寮、御寮人、杯御家様杯云ふ如し)殿は主人の居る處なり(殿下、殿様、殿達、離殿、等の如し)又臺所と云ふは臺は膳のことにて膳は女の司るもの故に女房貴婦人の稱を御臺所とも御臺様とも云ひしなり右の内太子の居る所坊なるが故に坊様と云ひ轉じてボツ

チャンと云ふ

○絲瓜をへチマといふ事

絲瓜を和名にトウ

リと云ふ蓋し糸瓜の上畧なりイロハ歌の内トの字はへの字とチの字の間にあり故にへチ間といへる由是は附會の如き説なれと古人は殊にかゝる度詞めきたる事を言ひも爲しむる僻あり硯を見る石といひ才鳥(仲買人の事なり)を齋といひ只を口ハといひ二八と書て餛飩粉と蕎麥粉の割合を示し八里半と記して薯の味を賞し矢の看板を浴室に掲げて弓射るの標となし蜻の形を掲げてイカノボリの標とする等文字と音聲と意味に據て種々の滑稽をなせしは少なからぬことなり

○地頭名稱考

或人云く諸國の地頭と云ふ名心得ずいかに付たるやら

んと年來思ひし程に、或唐書の中に云く、世に假に謀反の者出來たるを討たんとて、卒爾に兵を集むる時、兵糧米の爲に、國王郡々を切めて聚めたるを、地頭錢と云ふといふ文あり、是今の地頭の義に協へり、此文を見たりける人、付け初めたるが

○集人なる稱呼の起

彦火瓊杵尊の子彦火々出見尊

獵事を好む兄彦火照命漁に長す一日兄弟具を易へて業す尊漁釣を失す命怒ると甚し尊海神豊玉彦に依て失釣を得以て命に與ふ命尊の神徳に感し己の不徳に愧つ廻ち狗人となりて以て事へんと乞ふ後世準人は其苗裔なり世々宮側に在り吠狗に代りて奉事す後世彫狗を殿門に置くは此遺風なり

○女の名に「お」の字を附する事

婦女の名に「お」の字を冠らしむるは中古よりの事にして其始めは西土の阿女阿嬌なといへるに倣へるよし本邦にての嚙矢は太平記のお妻なりと濟録記に阿は即ち尊の言也と又おは御の義といへり御は女の稱なるよし南留別志に見ゆいづれも尊稱の意なり

○船を何丸と云ふ丸の字を附けし事

古は家號を何丸と呼ふ今の何屋と云ふ如く稱す故に問屋を問丸と呼へり其遺言に

依て舟の嘉號を何丸と呼ぶ家名の家號と同様なり
と小栗實記五に見ゆ本據ある事にや又人の名に丸
と云ふことは伊呂波音訓傳四に出づ今は略す

○太物を吳服と云ふ事

書紀雄略の
卷に十二年

夏四月身狹村主青與檢限民使博德出使于吳十四
年春正月、身狹村主青等、共吳國使、將吳所獻手末
才伎漢織吳織、及衣縫兄媛弟媛等、泊於住吉津云
々と見ゆ「吳國より織女を獻せしこと早く應仁の
卷に見ゆれを古事記傳にそは誤なる由言ひたれば
爰には是を引かず」本居宣長が古事記傳に雄略の
御世に始めて吳の國より參れる服織のめづらしく
てもてはやされつるまゝに其名高くなりて遂に異
國の服織をば總て吳服織と云ひならはせるから
(中略)今世まで吳服と云ふ稱のあるも此稱の殘れ
るあり云々と見ゆ

○泥工を左官と稱る事

古大工内裏造
營の際召され

て何々の大棟など受領しけるを泥工も大工と同
しく宮室造營に入り受領して何々大目など云ひ

○菓子の稱呼

貞丈雜記に云古菓子といふ
今のむし菓子干菓子の類を

云ふにあらす多是菓物を菓子と云ふなり栗、柿、梨
子、橘、柑子、じゆくし、木練柿、などの類又はいも、
くわい、かうたけ、の類を煮しめたるものを云ふと
あり是古は今の如き製造の菓子なく菓子と云へば
果物に限れり故に菓子と云ふ稱呼起りて後世まで
よびなせり

○醴の名三國一の由來

世俗醴を賣
る店頭に三

國一又は富士山及び三平二滿の面杯を畫きたるこ
とは何故なるを知らざるに頃日三養雜記を讀むに
其中に曰く韻會に説文云醴一宿熟也又醴甜酒也と
あり甜酒はあまざけなり一宿に熟すれば一夜酒と
もいへり按に神代卷に木華開耶姬に皇孫幸之則一
夜有身といひ釀天甜酒嘗之といふこと見えたりと
て富士神社は祭神木華開耶姬なれば一夜に娠むと
いふを一宿醴によるへ三國一またしら雪など富士
山にちなみある名をつけかつ木華は梅をいへば
或は梅鉢の紋をつくるなりこれ醴うる見世に富士

●稱號附姓氏

しを泥工の名と心得て何の時の頃よりか左官と云
ひならはし來りしは最と可笑しき事なりと成る書
に見えたり又博物筌に沙磧なりとあり

○ざるの考

ある人間田舎にて手籠いかさ
の事をさると云はいがなる意

にか答俗言のよとの意は分りかたき物ながら試に
いはし今昔物語に猿籠に長き繩をつけておろすへ
しそれにのりてあがるべき也とよははる云々此猿
籠のこをはぶきてさると云初たるにも有へし猿は
手の長き物なれば手のある籠をもよははひて後に
は手のなきをもいへるなるべし扱籠にはさまく
の名ありてかつまかたまかたみこわじか(箕)いか
きびく手かさなど猶あるへし因に云今ざるを猿と
どかくはわるし是は手の長ささる也今猿まはし猿
芝居など人の伺ふさるは猿どか、ねはあたらさ
れどしか心得て年久しく誤來れば常には猿どか
へしをば睡はフグの事なればサケとし郭公は呼子
鳥なればボト、キスの事として今更改めがたさか
如し

○魚をこ、こ三事

或節用集に和國の兒
女魚を呼んで斗々と

をるがき三國一しら雪醴としるし梅はちとよびて
賣あるくの縁なりと見えたり之にて其出處を詳か
にすることを得たり又三平二滿は姫に摸せし者あ
り
爲す又和訓栞に南朝魚を呼んで斗々と云ふ又類説に
南朝人食を頭と曰ひ魚を斗と云ふとどいしは止まれ
の意乎禽鳥を呼ぶに皆といふと云ふ是も止まれの意
より出るならん禽鳥は飛翔するもの故斯く呼べる
か今魚をといふと云ふも是より出づるならん但しど
いは雅言とは思はれず難細語なりと云ふ説もあり
○廁房を雪隠と呼ぶの起原
雪隠の
と古書
に録したるを見ず當時茶家の祖紹鷗利休の輩喫茶
會の時客の爲に假に廁を設けしが雪などの降る際
屋根なくては如何ならんとて屋根を設けしより雪
隠の名始るといふ

○源氏の始

弘仁五年五月大納言信に始め
て源の姓を賜ふ

○平氏の始 天長四年閏七月從四位下大學頭高棟王へ始めて平の姓を玉ふ高棟王は葛原親王の子なり

○藤原氏の始 三十八代天智天皇八年十月 中臣の朝臣鎌足に始めて藤原の姓を賜ふ是藤氏の祖なり

○橘氏の始 四十五代聖武天皇天平八年十月 二月葛城王に始めて橘の姓を賜ふ

○藤原氏外戚の始 四十代天武帝の御宇正三位藤原の不比等は内大臣鎌足の子なり其女宮子帝の皇后となり聖武帝を生む藤原氏外戚の始めなり不比等薨じて太政大臣を贈られ聖武帝近江に追封して淡海公とす

● 雑

○禁中始めて災す 紀元千六百二十年 天應禁中火起り諸殿悉く焼け歴朝の寶器文書等多く亡ぶ桓武帝都を遷し給ひしより百七十年にして此災あり帝火を太政官朝所に避け給ひ勅して神鏡を求めしむこれを灰燼中に收め内侍袖をもつて受けぬ形質少しも損せざりき是より神鏡を内侍所と稱す

○本邦復讐の始 後鳥羽天皇の御宇征夷大將軍源頼朝富士野に獵す河津祐泰の遺子祐成時致夜る工藤祐經の營に入りこれを殺し幕府を犯して殺さる往時祐泰祐經と論争して殺さる二子幼なり曾我祐信に鞠養せられ備に幸楚を嘗め遂に讎を復すその幕府を犯すものは頼朝を祖父祐親の讎となす故なり 祐親を殺す

○江戸火災 紀元二千三百三十七年明暦三年 江戸大に災し焚死する者十萬八千人 仙居を本所に極め無縁寺を廻つ回向院これなり 老中松平信綱建議して

諸侯を姑く國に就かしむ時に得策と稱せり

○果たし合ひの始 四代將軍德川家綱の 嗣府士人の果たし合ひといふことあり遺恨ある者へ書文を投じしを果ふ出で、雌雄を決す後禁せられ町奴と共に絶ゆる是等職國の餘習にて文學未だ盛んならざるゆゑ風俗概して粗暴なりき

○淺野長矩吉良義英を傷く 紀元 三百六十二年元祿十五年淺野長矩の遺臣大石良雄等四十餘名吉良義英の邸を襲ひ義英を殺して自首すこれよりさき長矩義英を怒ることありてこれを營中に傷く綱吉長矩に死を賜ひ其邑赤穂を收むこゝに於いて良雄等義英を誓と爲しこれを報す綱吉良雄等に死を賜ふ

○皇宮災す 紀元二千四百四十八年天明京 師大に災し皇宮延焼す德川十一代將軍家齊奏してこれを營み古制に準ひて規模を大にす天皇嘉尚し給ふこの災に松平忠彰其邑丹波より馳せ至り風駕を護衛せり

● 雑

○水戸浪士井伊直弼を刺す

紀元二千五百

二十年萬延元年三月三日徳川齊昭の臣金子教孝、高橋愛諸等主謀となりその徒佐野光明等十七人直弼の登營を櫻田門外に襲ひこれを殺し老中の役邸に至り其罪を訴ふ幕府これを刑す

○大統領來遊の始

紀元二千五百三十九年明治十二年始

めて米國大統領格蘭士來遊す此頃外國の貴紳屢々來たる朝廷毎に禮を以て待つ

○番頭を白鼠と云ふ起原

世の諺に 謂代忠勤

なる商家の番頭を白鼠と云ふ其起原を索ぬるに抱朴子曰、鼠鼯三百歲滿百歲則色白善憑人而下名曰仲、能知一年中吉凶及千里外事といへり左れば白鼠ある家必ず富貴の相なりと云ふ此故に主人の助けと成る者をば白鼠と名づく又唐土に勝あり「土地に金銀の氣厚き時は白鼠生ず」と譯て獸類の白毛は目出度きこといへり然と雖も人の不幸は積善積惡の陰徳陽報にこそわれ白鼠の知る

とならんや

○大工の徒か厩戸皇子を崇敬す

る事

世俗大工左官の徒厩戸の皇子を崇敬し太子傳と稱して酒魚などを献し祀れるはいかなる緣由にや訝しかりつるに安齋隨筆(伊勢貞丈著)に大工の聖徳太子を尊崇する故を工匠の徒に尋問せしに太子工匠の道を教玉ひし故なりと答へけり然れども其事古事記日本紀等に見えず又太子傳にもなし按ずるに太子は佛法に深く溺れて四天王寺其外佛寺を數多建立し玉へり其建立の度に工匠の徒大に貨財を得し故太子を貴ひし遺習の後代まで傳はりしなるべし或人の説に今世紺屋が愛染明王を尊崇するは藍染明王と心得たる也工匠の聖徳太子を尊ぶも太子の太の字と大工の太の字と全く心得たるなるべしといへりとは信じ難き説なれども其職の徒が通情によく適へる考にて然るあるべきと也

○風呂敷の起原

足利時代までは湯浴せるとき湯殿に四角なる

○酉の町の考

東京府下にて鷲神社を祭れる所三ヶ所あり千住花又

村吉原裏田圃及び目黒村是なり各々毎年十一月の酉の日毎に祭典あり之を名づけて酉の町といふ其社前には縁起を祝ひたる種々の賣物を露店に陳ね參詣の人々多く之を購ひて歸るを常とす此の社創立の由縁詳かならずといへども維新前までは社僧持ちにて靈體も佛身たりし故確かに祭神を知る人なし按ずるに武州幸手驛より加曾へ行く道に鷲宮神社あり以前は四百石の御米印を賜りありし由にて東鑑にも見えたる舊社なり其の祭神は天穗日命其の子夷鳥命の二座なりといふ此の分靈を祀りて鷲神社と稱する社武州川越及び近郊に往々有れば前の三社も其の類をらん江戸名所圖會に花又村鷲神社の條に「鷲大明神は土師大明神なるべしワとハと假字の轉せしより謬り來れる歟當社を世俗淺草觀音の奥院なりと稱するに因て考ふるに淺草寺縁起の中に土師臣中知、檜前濱成、同竹成、と云へる漁者三人の名を擧げたり(觀音の像を宮戸川より網にて曳き揚げたりと云ふ人にて淺草寺

布を敷きたる事人の知る所なるが其の敷物が何故に服紗に轉化せしかと尋ぬるに綾瀧公室町の館に廣き湯殿を建て饗應のときなんど近習の大名を一所の風呂に入れたまふ事ありしが各々風呂に入るとき衣服をとり進へぬ様にとて常に家の定紋つけたる服紗を造り脱たる衣服を包み置き風呂より上りて後に服紗を開き其上に座し夫より衣服を着せるに依り此頃より物を包む服紗を總じて風呂敷と云ひなせり此事は現に室町家の記録にも書しあるよし然れど這はいやしき名なり又西京地方にては今云ふ風呂敷の事を大小に拘はらず油單或は平油單と云へるよし延享年間の俳人半時庵淡々が西京に居し印行脚に出しを見送りの人々江州なる幸崎の松の邊りまで送り來て其の一人が淡々の空風呂敷一ツを背負ひし姿を見て送別の狂歌に「都をば六枚肩で出しかと旅はめんふくひらゆたんく」と詠したれば西京にて平油單と云ふこと古くよりの名稱なるべし又服紗は支那語の袱子の轉せる者ならん

内に祀れる三社の祭神なり。古事記に天穗日命の子建比良鳥命（即ち夷鳥命あり）は土師連等が遠祖なりとわれれば彼三人の源者の輩な是等の神を崇め祭りし者ならん歟（中略）酉の町と云ふマチはマツリの略語なり此の日社頭に近郷の農民家鶏を奉納す翌日悉く浅草觀音の堂前に放つを舊例とす此れ亦據るところあるかと云へり鶯と土師とは假名の轉せしか又は普通にて誤稱し來れる歟酉の日を以て祭る事も亦此の因縁なるべしと雖も十一月を以て祭る事何か據る所あるべきかと考ふるに蓋し土師の土の字を取りたる者にはあらずや又酉の町の賣物に専ら熊手を用ゐるは陽敷盛なるに象せりて「九迄」を祝せしなりと云ひ或は熊掌は時蓄に縁われば之を祝せしなりと云へる唯單に寶を極き込むの象に取りて阿福の假面、米俵、入船、など總て縁起好き物を取り付たるなるべし又半魁は其の子多きを祝するが將た物の頭となるの義に取りしか但し何首鳥玉は首の字をカシラと讀むに因るか鳥の字の鳥に縁あるに因るか而して餅は金持ち藤持ち杯の祝ひに取りて賣る物なるべし因に云ふ

鷲神社は必ず遊廓の近邊にあり而るに目黒の社は近くに遊廓なし按ずるに目黒不動の掛茶屋の婦女は其の姿通常の風俗と異なり土地に似氣なく最も美しく紅粉を粧ひ衣服を着飾りて通行の人に夏唄く休憩を勧む其の婦女の中には齒に鐵黒を染め且つ眉を剃らざる者多し其の風自から異なりて見ゆ江戸砂子其の外に目黒地方の繁花なりし事見えたりは古は彼の地に湯女遊女などのありて其の遺風の今の掛茶屋の婦女等に残りしものならん歟

○燈花にて吉兆を知る俗習の起

燈花を世俗丁子頭と唱へ燈花に丁子頭あらはるれば丁子々々吉丁子と咒文を唱へ吉兆なりとて女子の輩よろこべり其何の兆ありやと或る老嫗に尋ぬるに外より錢財食物を得るの兆なりと昔より云ひ傳ふるよし道は單に本邦の世俗なりと思ひ居たりしか此頃二三の書を繕はしに支那の誌に昨夜有燈花報今朝在喜鶴鳴とあり又事文類聚集に陸賈云目睨得酒食燈花得錢財とありされば同邦の燈花を祝すること最甚き者と見えて廬江王夫人嘗て

燈花占といへる一籍を著せり其略に云ふ古占、乾鶴鳴而行人至、蜻子墜而得酒食燈花結而吉事生、故少陵詩燈花何太喜云々と又丁子頭立ては早なり鍋墨に火點すれば雨晴るといふ謠あり蘇子瞻秋陽賦、釜星之雜出、又燈花之雙懸、奴婢喜而告予曰、此雨止之祥也と按るに釜星とは鍋墨に就く火なるべし是等支那の謠をいつの頃か漢學者の輩が言傳へたるを女子等は唯丁子の頭といふ目出たき唱へより此事の起りしものと思ふに至れり

○妻を山の神といふ事

妻をさして「ヤマノカミ」と呼びなせるを聞けば其の状のおそろしく髪もおそろに振り亂し頭に角もや生ひいでぬらんと思ふれ然るにはあらで最も優しき呼びさまにぞある神は上にてイロハ歌四十七字のうちの上にある文字にしてオクといふ隠し詞なるよし或る人の語なり

○切腹の始

切腹は、大かた源平あたりやふめれとしからす、日本には余程はやくより、行は

○犬張子

世俗に魔除けありとて稚兒の枕べに置く犬張子と云へる物は何時の頃よりか始まりけん古き慣はしにはあるべからず東都の俗、宮詣での日千歳翁を購ひ其の歸るに知音の家々に立寄りて之を贈り其家にては又兒の祝にとて犬張子を贈るとにて兒の家にては犬張子の數多きを譽れとするとるが昔は朝廷にて皇子御降誕の時虎の頭の造り物を備へ奉りし事にて虎は猛獸なれば妖魔退擧の心ばへならん紫式部日記に上東門院皇子を生ませ給ひ御殿を抱き奉り給ひて御はかし少少將の君、虎の頭宮の内侍とりて御さきに參る云々榮花物語の卷花宮はどのを抱き奉らせ給ふ御はかし小宰相の君、虎の頭は宮の内侍とつて御さきに參る云々此等をもて考ふるに後世に及びては虎の頭は物とほき心地し且犬はかの夜を守る志節あるなぞ云へるより何時しか虎のかしらの

犬張子に易れるならん

○賀の祝の始

天長二年十一月太上嵯峨天皇御年四十の賀をはしめて

御祝ひ奉りしとなり

○饅頭の始

曆應四年龍山禪師入唐して歸朝のとき唐土の林和靖が末葉にして林淨因といふ人龍山禪師の弟子となりて來朝し此人はじめて饅頭を製して世に弘む後に家名を擅瀬と號すとなり

○時の鐘をつく始

天智天皇九年諸公卿方御勤向及び下萬民にいたる迄業はい用向殊に約束の延引萬事不都合に付諸國へ令を下し時の鐘をうたしめられしと

○正午に號砲を放つ始

正午零時に號砲を放つことは明治四年九月二日の布告にて同月九日より始まりしなり

○曲水考

國史に曲水の事のみえしは日本紀十瓊宗天皇の御卷に元年三月上巳幸後苑曲水宴、また二年春三月上巳、幸後苑曲

水宴、是時嘉類本宮に作る今集公卿大夫、臣、連、國造、伴造、爲、宴、群臣、類稱萬歲、また三年三月上巳、幸後苑曲水宴、この御代に如此三年打續きて此宴の事の見えたるを始とす、年中行事、抄に、雄略天皇元年三月上巳、幸後苑曲水宴、と云ふ、また、天智天皇元年三月上巳、幸後苑曲水宴、と云ふ、に始る由見えたるは共に日本紀に據て記せるものなるべし

○亞細亞は世界の始

亞細亞は、この世界にて最も古き國ゆゑ事々物々その端をこの洲に發せざるものなく人種もこの洲に源を發し宗教もまたこの洲に起る今又世界にて普く用ゐるところの果樹、蔬菜は大抵元亞細亞より出でしものにて米小麦波斯粟無花果葡萄櫻實桃林檎橄欖桑實胡桃榴梅巴且杏橙れもん佛手柑椰子實茶及び種々の香料等は皆亞細亞の土産なりかの甘蔗藍木綿麻等もまたこの洲より出づといふ

○寶盡しの鍵

寶盡の中に鍵ある事其來由皇の御世三年に近江の國栗太郡磐城村主殿といひし人の妻家の庭に出たりし前へとらより倫起二つふり來りけるをとりて夫の殿にあたへけるそれ

りその家富榮えたりといふ事書紀にあればこれの來由なるべし

○袋かつきの詞の濫觴

童の歌かるたにまけたるものをさして袋かつきといふことは古事記卷上に大穴牟遲、神負袋爲、從者云々また書紀雄略天皇十四年甲午天皇命有司二分分子孫一分爲大草香部氏以封皇后一分爲茅沼縣主爲負袋者とあり誠に大穴牟遲、神は數多の御兄命とへまして其後へに袋を負きて從ひ給ひましく御事かのかるたにまけたる者のかたにのみかるたの多く聚りたるさまは恰も荷物袋をかつぎて人の從者となれる意に似たるは蓋此詞の濫觴にてありしかまたかのつから其おもひに似かよひたるにや

○雛遊の起原

三月三日はひるな遊ひとて女子のたはむれに少なき人形をもてあそぶ事あり源氏物語枕草紙杯にもあれは此雛祭りの仕來りは年久しき事とおほゆ近世に至りては配膳調度など殊のほか美を盡して旅行の神興杯も備へる有り其起原を尋るに少名彦名の命

○猫婆の起

人に物を借りて返さるるかまは物を貰ひて其が返禮をせず總て等閑に附するを人呼て猫婆といふ今をが猫婆の起原を考ふるに昔本所の石原邊に隣を以て業とする人の祖婆常に猫を愛する癖ありて已が家に畜養する所の猫すべて三十疋に下らず別に猫の間

てふ坐敷を設け下婢を置て是が一切の世話をなん
させたりける其を知れる隣裕知己の人々は之を猫
ばいと渾號しける此老選平常物忘れ爲る性質にや
ありけんまたは氣韻の尙きにや已が地面のうちの
誰彼より日に月に貰ひ物はすれども唯の一度もそ
が挨拶をせし事のなれば扱こそ物の横着なるを
呼んで猫ばいとなん言初めしとや

○九月十三夜の始

十三夜は後の月、二
夜の月、豆の名月、

栗名月等の稱呼ありて又同夜を繼華會と名づくる
事は眞俗交談記に見え徒然草には之を其宿なりと
説けり本邦之を賞せしとの始めは異説區々なりと
雖も遠く寛平法皇の御時に起因す法皇明月無双の
由仰出され依て我朝九月十三夜を以て明月の夜と
すと舊記に見えたり又詩賦に見えたるは菅原道眞
公の左遷の時に詠せられたる「昔被榮華簪組縛、
今爲貶謫草萊囚、月光似鏡無明罪、風氣如刀不破
愁」の詩が始めるべし又常盤日記には萬里小路
韶光脚の説を引て云十三夜の月を賞せし正しき起
りば村上帝の天曆七年九月十三夜始て月の宴を行

ひたまひしが遺例となり來りしなり其故は此宴本
と八月十五夜の御遊びを後れて行ひ給へる也そは
八月十五夜は先帝の御國忘に當れるが故後れて此
九月に其遊をせさせ給へるが此月とて十五日は
猶其日次も忌はしければとて十三夜に定めて此月
の宴を開き行はれし由云々と載せたり又和漢三才
圖會には鳥羽帝の保安二年關白忠通公の詠せられ
し「閑窓寂々月相臨、從屬窮秋望匪禁、潘室昔隨
凌雲訪、蔭家舊徑踏霜尋、十三夜影勝於古、數百
年光不若今、獨憑前軒回首見、清明此夕價千金、」
の詩を載せて今宵月を賑ふと是より始まると記せ
り又崇徳帝の保安元年九月十三夜今宵雲淨く月明
なりとて寛平の御宴にならひて之を愛て賞し給ひ
し由中右記に見えたり又源氏夕霧の卷に「みちす
からも哀れなる空をながめて十三日の月(九月)い
と花やかにさし出ぬればをぐら山もたどるまじう
おはするに」云々の語をとりめ拾遺集に忠茂が「を
しといへと秋の半の月はまた今宵もありとおもひ
なされき」拾玉集に茲鎮が「影清き月は浪間にい
つみ川秋の十月のけふみかの原」の詠を残し上杉

謙信が七尾城に彼の數行過雁の吟ありしは殊に史
籍に照らして明著なるものなり又因みに近古名家
の作ある者を探ぐれば

九月十三夜

坂井 虎山

杉公將客本無僞。誰識筆鋒亦敵秋。惜置中原名勝
地。遠征看月是能州。

全派漢

草場 佩川

天涯自忘嘆萍蹤。勝地良宵一併逢。浪速城高霜欲
下。滿江秋色月溶々。

全對月有感

篠崎 小竹

吾十三歲十三夜。七律初成詩一篇。先君一笑今尙
記。風月傷心五十年。

○

荷田 東滿

あふぎても猶あまてらす日のもとに今宵名にあふ
月よみのかけ

○

圓珠庵 契沖

菊の露天の河よりやとりきてこよひの月も猶ぞ老
せぬ

○

加藤 枝直

花さかりふくめるもかつ残れりといはんばかりの

長月のつき

○

とまる氣でひとり來ませり十三夜 蕪村
十三夜と見をゆめしもかくのそらならん 關東
あつものに椀ひらさあり十三夜 聖太
夫れ本邦に於て之を賞したる前述の如くにして名
家の之れが詠蹟あるもの亦斯の如し然るに漢土に
於て之を賞したる事は如何にといふに明の十二家
詩中に鄭少谷何大復の詩こそ正しく十三夜の詠な
れといふ説あり然るを歲時記に高潔云十三夜の月
見は我朝の風也さるを近世のえせ儒者等天邊將滿
一輪月。又光彩遍空輪將滿といへる詩又十二家詩
中の前説等異朝に之を賞すといへども附會也とい
ひ又北邊成壽天野信景等も同く非難せり然れども
本邦之を賞するとは明の代より遙かに數百年前の
とにしあれば彼の國にも此の方の風を探り之を賞
揚せしにはあらざるか

○太鼓持の考

遊廓ある場所には何れの頭
よりか暫間者と云ふ營業あ
り其行ひたるや遊客につき従ひ媚を呈し席上の興

を添ふるをつとむるなり是れを男藝者といひ太鼓持とも太鼓持とも唱へ浪花新町邊にては太閤持と呼びなすよし其原因を温ぬるに太鼓持とは酒器に太鼓樽とて酒を貯へ置く大いなる樽あり彼の暫間者は客に隨從ひ遊里に至り飲酒することを専らにして已が腹中を大いなる盡の如くになす故斯く名付しといふ俗言あり又太鼓持とは四國邊にて六齋念佛とて鐘と太鼓をならして念佛をなすことあり其念佛の定めとて鐘を持つ者は太鼓を持たず太鼓を持つ者は鐘を持たずと云ふ此戲言より暫間者を太鼓持といふよし又太閤持と唱ふる起りは彼の名高き曾呂利新左衛門が秀吉に媚ひ諂ひ傍若無人の行ひをなして能く太閤を持と云ふの隠語なりと云ふ此説よくも故事つたり曾呂利新左衛門の言行なりとて今猶人口に膾炙するもの多しといへども後人の作り設けたりと覺しき者あり續扶桑隱逸傳に云く蘇呂里といふ者はいづれの所の人といふ事を知らず或は三河國の士なりといふ其人となり聰敏にして和歌をよくす平常好で閑室に居り嘗て心を助かさず家に朝夕の儲へなければども藝如たり豊臣

太閤に事へ力を盡せて軍事を謀議すること凡三十餘年なり太閤時として恐りたまふとあれば其恐りを和らげ又愁ひたまへば愁ひをなぐさむ將滑稽戲體を以て常とす蘇呂里ある時おもへらく大名の下以て久しく居りがたしといふ説あり故に漢土の范蠡は湖水に跡をかくして住家をもかへ姓名をも改めて名を天下に成せり我もまた山里に隠れて自から耕さん云々と記せり又一説には曾呂利新左衛門は和泉國大鳥郡の産にして後ち同國堺にうつり(南莊目口町なる浄土宗の寺に借地して住かりと云)刀の鞘を造りて家業となし名譽を得たり彼が造る鞘に刀をさし入るにソロリと道入る故に世の人ソロリと異名せしよし後に太閤に召出されたり曾呂利が鞘を造るに功手なるのみならず懸河の辯を以て戲體を専とすかれば鼠櫻栗が話して世人あまねく言傳へたり今其一二を掲ぐるに鼠櫻栗臨終のとき太閤より上使を賜り何も望なきやと尋けるに別に望みとてこれなし若し冥府に在す御一門中へ御書にても遣はされ候ば片使りに侍れども届け申上ぐべしと上聞に達したまはれとい

ひけるどぞかゝるをりまで滑稽はやまざりけり又關白秀次に何候のとき床飾にありし土峯石を詠すへきよしの命によりて

千里飛來入座間、自來何用在東關、不知山魄化成石、土嶺無端拈出看、

近江路やお富士のむかし出しどころうしや小富士の國にのこりて

とあり然れば尋常の滑稽者流のごとく言語の巧なるのみならず詩歌をも好み文事にも通せる士なり因て太閤に寵愛せられたる事大方ならず或時曾呂利が門に落首して貼れきし者あり其歌

柄の間もそばはなたじとめされけり
君が心にわひ口のさや

曾呂利が君の寵愛深かりければかゝる妬みを請けし事ありしならんが彼の世に噂さ高き曾呂利時ひて太閤の耳を聳めしをといふ事は全く作り設けし嘘説にして斯る虚誕より暫間者の祖先なりなど唱ふるといふなりならん借暫間者を太鼓持と云ふ事につきては別に深意のあることにあらず酒宴の席の興を添へ持てはやすと云ふ事より出たるもの

にて人の前を取り繕ふことを太鼓を叩く調子をあはすなどいふことありされば茲に聊か曾呂利の辨護をなし併せて太鼓持の考を記す

○喫煙考 煙草は米國の産にて其の名も原語

左れと世界万国タバコと言ひて通せざる國なし落穂集(大徳寺友山の著)に曰く上略我等若年の頃或老人の物語仕候はたばこと申物は古來は無之處に天正年中切支丹宗門と申事の世に廣り候時節よりたばこも初り候となり然ば元來は南蠻國の土産の葉なごにて有之候や以前の儀はさせるなごをばり候細工人もまれに候故直段等も六ヶ敷末々の者は求中義も成兼候に付竹の筒の跡先に節をこめ大小穴をわけ先の方を火皿に用ゐてたばこをつぎ吸申ことには有之候となり其元は西國筋よりはやり出中國五畿内にて我人もてはやし候得共關東筋に於てはたばこを給へ候こと有義をば誰も不存如く有之候所にいつの程にか段々とはやり出させざるを仕る細工人杯も多く成候を以て竹の筒させざるなご申物もすたり候由件の老人物語にて候然ればたばこの

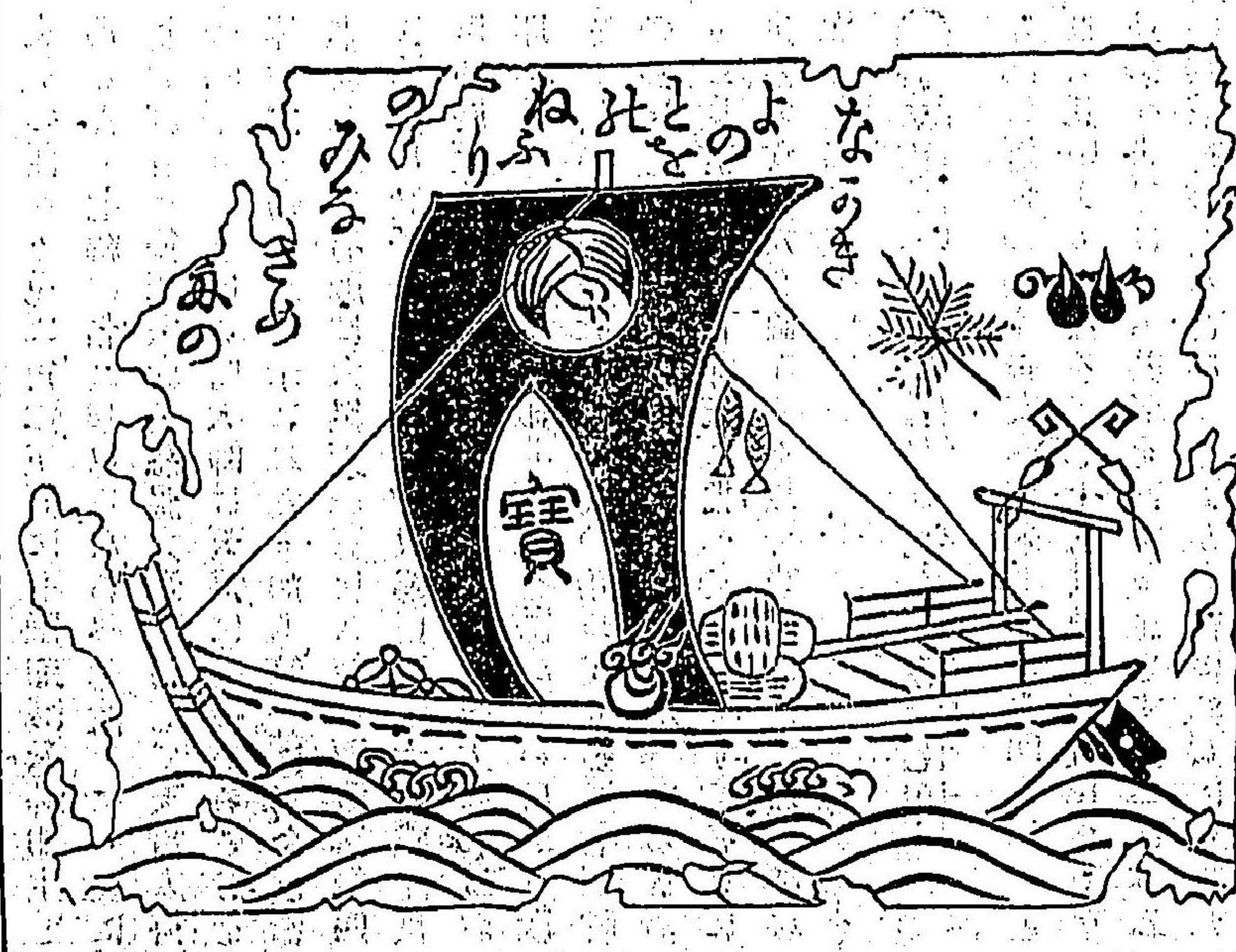
はやり初めと申はさのみ久しき事の様には不被存候也間云いつれの御代の義にも有之候やたはこを作り候義諸國共に御法度に被仰出御城内にてはたばこを給候義を堅く御禁制被仰出候こと申觸れ候は其通りの義に有之候や答云我等などの承及候たばこ御禁制の義は台徳院様御代の義に有之候由たばこを作り申間敷旨諸國へ被仰出候を以て向後御城内に於ては諸人たばこ給候義堅く御法度に被仰出候由其砌の義にも有之候や御城内にて御番衆湯呑所へ各寄集たばこをのみ被居候處へ土井大炊頭殿御老中の節風と御趣の義有之何れも仰天被致手々にたばこ道具を取隠されしを大炊頭殿見給ふに付御番衆に其御人すまをたて被申候様に被申着座被成只今何れも御呑候を我等にも振廻ひ候様に御申候得ば何れも迷惑致されどかくの挨拶も無く赤面の体にて被居候處に再三所望に付無是非袖の内よどころの中たばこ入れさせるなどを取出し被差出候を大炊頭御取り候て二三ふくも御呑被成不存寄珍敷物を給過分に候とて座を御立候が又立歸り給ひて今日の義手前も各も同然の事に候重

てよりは以御無用に候御上に於て事の外おきらひ被遊候事に候と御申あられ候に付其段内々の申送り成其以後湯のみ所のタバコ相止候となり

○寶船圖考

今の俗正月二日の夜寶船の畫を枕の下に敷きて睡り其の夜の夢を以て一年の吉凶を卜なふ之を初夢といふ而して一富士二鷹三茄子と唱へ此の三種の夢を觀たる者を最上の吉夢とす古へは大晦日より元日の曉に至るの間に觀るを初夢といひしなり西行法師の歌にへ年暮れぬ春來べしとは思ひ寐の正しく見えてかなふ初夢と夫木抄に載せたり以て証とすべし後世大晦日の夜には商工忙かはしく寐ることもなき程ゆゑ二日を初夢の夜と定めしなり維新前には禁裏にも此の事ありて大晦日に船の繪を上つるの例なりしとぞ其の起原は定かに分らぬと西行法師の歌もあれば最古き習はしには有けん而かし一富士二鷹三茄子の事は東照公の頭より始まりしなるべし林大學頭衛(述齋と號す)或る時佐藤一齋先生に其の事の原因を語りしは昔東照公駿府に坐はせし時江戸に出で給ひしかば將軍家光公拜謁せ

られ尊君駿府に在まして何か樂みの候よやと尋ね上げけるに東照公答へ給ふ様常に家にありて樂みとすると三つあり嶽を望むと第一鷹を放つこと第二久能の茄子の美なる第三なり而して汝且夕勤苦して他日天下の良士となるか如き其の樂み此の三つの者に勝ること數等なりと仰せられしかば家光公拜して退き給ひしとなり云々と是より此の事を聞傳へし者屏風扇面を以て此の圖を畫がき初め美事として傳へたる者から初夢の吉兆とも言ひ習はしたるならん船の繪は昔年禁裏より官方及び諸臣に賜ひし例あり此の起原詳ならぬと思ふに漢土の紙船の風を傳へし者にて最古き事にはあらざるべし其の畫の上に記す回文の歌は夙く漢土の全浙兵制とて室町の頭に彼の地にて撰せられたる畫の中日本風土記と云ふ部に載せたる由なれば舊くより傳はるものと見えたり或は琴の譜なりなど云へど兎角に巧なる作とも見えす爰に掲ぐる圖は慶安年間の寶船の圖なり惜むらくは此の喰む所となりて全圖をなさいれども其の畫様の今に異なるを知るべし此の頭は七福神の圖は



書かざる者と見えたり抑々七福神の何たるを尋ねるに辨財天毘沙門天は佛法に所謂天部の神にて専ら諸人に福徳貨財を興ふる神なり大黒天は佛經に福徳自在の神なる由を説き梵語に摩訶迦羅天と云ひて諸寺の厨に其の像を安置す其の袋を負ひたる狀我が國の大已貴命が袋負ひとなりし古事と善く似て且ツ命の一名大國主の音讀並に大已貴の音讀が大黒の音と通する者から此の神に縁ある鼠をも燕菜をも書副へ一体の神とはなせしなり福祿壽は星の化身壽老人は南極老人とも稱へ人間の壽命を司とる神なりとて支那に傳ふる所を取り鹿及び鶴龜をも書副ふるは皆彼の道家の説に據りしなり布袋和尚は支那の楸林寺に寄宿せし僧にて別に幸福を司とる者ならねど身体肥滿且つ小兒を多く愛育するの祝きに加へたるならん又惠比須は蛭兒の命又は事代主命とも云ひ攝州西宮に鎮坐あり衆庶の信仰淺からねば之をも加へたるなるべし又事代主命は共に醫藥の法を創造せし神なれば加へたるにもわらん七神を并列したる圖は狩野松榮が畫しし七福神遊戯の圖と云へるが最も古き物ならんと谷

文晁の説なり兎に角仁王經に七雜即滅七神即生とあるより七福の名は起れるなるべし然るに一説に據れば昔て徳川家康公慈眼大師を召して天爵人爵の物語りありける時大師は天爵に七種あることを述べ之を畫かきて示されたり即ち第一に壽命は壽老神第二に有福は大黒天第三に人望は福祿壽第四に清廉は蛭子命第五に愛敬は辨財天第六に威光は毘沙門天第七に大量は布袋の圖なり公大に喜ばれ即ち狩野家の畫師に命して之を畫がしめ自から簾とし給ひしが是七福神の圖の始めなりと又七福神の圖にして壽老人の像なく吉祥天を加へたるもあり或は辨財天を吉祥天に代へたるも有りとて兎に角其の愛てたき圖なるを以て寶船には書加ふるに至りしなるべし

○證書に印を用る年代及花押

雜誌に近代の如く證書へ連署し一々私印を用るとは天正頃より後なるべし上代は執事其姓氏までを連署へ書けは本人其名を記すを証とす然るに本人の偽筆を書入るとありしより草書にて人に分らぬ

様に名を書く之を草名と云ふ後には花押と云ふ今俗に云ふ書判也此書判に鎌倉頃貴人より下へ賜る狀に押すに我名を書して二合とて字を草書にするとあり例せば鴻考など名の二字と云ふ迄の草書也これ其一例なり然るに古代は彌々大切なる證書には吾手印を用うこれは両手の平へ丹を塗りて紙中へ捺す又花押も延喜以后よりあるなりとそ

○年始の儀式三種のおり

第一

○門松のこと

世諺問答一條に松は千とせを契り竹は萬代を契る物なれば年の始いはひ事にたて侍るへし云々

はつ春の花の都に松うゑて

民の戸とめる千世ぞしらるゝ

第二

○萬歳のこと

人皇六十六代一條院の朝長任しければその國の民もとし毎のはしめに來り千歳樂萬歳樂と舞かなでけり定基は佛乘に奇依し

て横川の源信僧都に法を受け一向釋氏の學にふかりければ佛敎傳來の因縁を述て新谷の郷の庄司吉郎太夫といふものにわたへて年の旦に舞せけり是萬歳のはしめ今以て三河の國より來る

第三

○鳥追のこと

踏歌の遺風なり相傳ふ延文千町の田圃を持土民にして土民ならず武士にして武士ならず常に貴人高位にまははり三槐九棘に因わつて富て貴き人あり代々時宗を貴み遊行上人を仰く一とせ正月遊行上人此第宅に舍せり村の土人歳首禮を長者の家になす其中にさうらをすりてうたふもの數人ありいかなるものぞと上人の尋ねられしに鳥追と云者なりとぞ蓋鳥追は長者の田圃の鳥を追ふばかりの勤にて妻子を養ふ者とも長者の諺を歌にうたひ年のはじめにことぶきを仰なり唄の發端に、せぢよやまんぢよの鳥追と云り千代も萬代も殿の田の鳥を追へしなり、お長者のうちへおどするはたれある、右大臣に左大臣關白殿は鳥追、御内證へおどづるゝ高位高官扱は鳥を追ふ

われくがとあり、にしだもよせんでよ、ひかし
たもよ、せんでよ東西に八千町の田を持てる事を
云り
右三件本朝世事談による文章は凡て本文のま
なり

○屠蘇少年より飲み始めむ云事

屠蘇に限りて年少の者より飲み始めるよしは荆楚
歳時記に進屠蘇酒飲酒次第從小起註に後漢書董
助か言を引て俗有歳首用椒酒飲酒先小者以小
者得歳先酒賀之老者失歳故後與酒と見えたり吾
邦の古も亦しかり内裏式に元日就内侍取机盛屠
蘇云々尙藥供御先賜少年とあり又屠蘇考云屠蘇
卑幼より始むる事不遜なり元日は一歳の始め長幼
の分を正し長者より始むべしと云へ共考へのたら
ざるに似たり其よしは屠蘇も邪氣を辟る藥方に
して卑幼より始むるは全く藥を用ゐる法を借りた
る事と思はる禮記に君の藥を飲むには臣先嘗む
親の藥を飲むには子先嘗むと云へりかりそめにも
藥の名あれば卑幼先試むるは至極のことわりなり

○追儼の始

我國追儼の始めは人皇四十二
代文武帝の慶雲三年に始ま
たるよし秘事隨筆に見えたり

○行水の始

昔は民間にて夏中湯を湧し身
體を洗ふ杯の事は無く其日の
家業を終りてより近隣の老幼男女思ふどち誘引合
せ兼て定め置く近き流水或ひは溜池へ行き水に浸
り身體を洗ひしと云ふ(元文頃までの各地村萬雜
帳の内行水場修葺或は掃除人足等の事間々見ゆ)
故に行水場の名稱は今尙ほ所々に残り今世湧湯を
鹽に汲入れ身體を洗ふも其遺風にて行水と云り又
當時は今世の如き据風呂(据風呂は慶長十九寅年
大谷隼人なる者始めて製造させしめられ普く用
ゐざりしと云ふ)も無く上流社會にては湯殿と云
を作り身體を湯に蒸し垢を搔たり之を風呂吹と云
ふ寶永五年の印本本朝諸士百家記の中に婿入に
舅の方にて風呂を立ててなすことを云へる條に
『廣益にゆかた、風呂敷、かさ替の下帯取揃、上
手の吹手搔手一兩人相催して風呂へ入れぬ』とわ
り民間にては冬中稀に湯を湧し身體を洗ふ之をセ

○雑煮餅に太箸を用ゐる由來

餅の不器用に大きき一つの歴史あり昔足利七代の
將軍義勝公の嘉吉元年元旦に雑煮の齒固餅を扱み
しに箸折れたり此事不吉とありけるに其年の七月
廿一日落馬して薨し玉ひき其れより後は折れぬを
要と太く削らせたりといふされと思はは已れが心
と書す吉凶は人の心にありて物にあらす近く延命
院の獄を斷して有名なる町奉行脇坂淡路守安齋は
寛政三年の元旦例の箸二本折りて更に一膳の箸を
召しよせ

箸折れてしはんで(四本に四品を兼ねぬ)喰ふ雑煮
かな
其年の八月終に從四位下に叙せられたり(幕府の
例四位を四品と云ひ慣はしけり)これをさして狂
歌堂眞顔

御先祖は七本槍の其一人今はさつさき四品あり
けり
といひしとぞ

○たばさしの起原

世上女子の押なべて
用ゐる髪さしと云物
は寛政八年中舊幕にて三卿と稱へし一橋家の奥館
(長局)の部屋方者(タモシト)唱て侍女の下婢なり
髪癖あしく髪を結毎に困りしより自身工風をして
イタメ紙にて髪さしを拵へ墨にて塗毛髪の中へ入
試しに至極結よかりし故常々用ゐたりしを見て部
屋方一般に流行して其雛形を小間物屋に託して拵
へ夫より世上一般に流行はしめしと云其最初詠ら
れしは神田明神下なる兵藏と云小間物屋にて後に
は家號を鬻ぎし屋と呼に至れりとなん

○七夕の故事

牽牛織女の祀りは今は廢れ
て祭る者も少なければ共或舊
に記せるを左に録す元七夕の牽牛織女聚會の談は
漢土の事にして我國の故事にあらず日本にては初
秋棚機姫を祀るは上古よりの事なり日本紀第二曰
故歌之曰阿妹奈履夜乙登多奈婆多廻汗奈我勢展
云々アモナルヤは天に在哉也天とは都なりナトタ
ナバタは乙女棚機也天朝につかふる官女に天棚機

姫命あり夫れを云ひしなり古語拾遺曰令天棚機
姫神織神衣所謂和衣也是れ衣服を織給ふ職の
神にして歌にたなばたつめと詠るは是なり延喜式
神名帳に天多奈波多神社あり山城國稻荷社傳記曰
七月七日於稻荷三箇峯祀天棚機姫命云々我朝に
て乞巧奠の事は天平勝寶の頃より初りしよし江次
第公事根源に見えたり萬葉集
七夕の五百はたたてゝある布の秋去り衣たれか
ともみん

歌に天の川と詠るは日本書紀所謂天安川にして
今河内國交野郡に流るゝ天の川是なり川邊に七夕
神社あり此社其原氏の賭州二星を祭り手向するは我
朝の事にあらすと云ふなり

○端午幟の濫觴

端午幟の濫觴は種々の
説あり曰く往昔元兵の
來り侵すや我軍五月五日を以て之と筑紫に戦ひ大
に勝てり乃ち旗幟を樹て之を祝す或は曰く元和年
間大坂の落城するや五月六日にして爾後徳川政府
大に端午の佳節を重するより遂に全國風を成し男
兒あるの家は軍旗様のものを樹て、武者偶像を擺

列すと而して、或の説に五月五日に男兒ある家々
旗幟を樹て兜を擺列するは特に關東の風俗にして
京師に於ては絶て此事なしと云へり是に由て之を
觀れば第二説五月六日大坂落城以後徳川氏の最も
端午節を重せしより全國風を成す云々較信に近し
實に幟を樹るは神君治世以後の事なるべく又幟に
耳を附旗竿に貫くは室町將軍の時代畠山左衛門督
政長に始れり幟に額上に二文字を畫くの制たる上
は大にして下細なり是子孫を譽るの祝意を表する
と云ひ亦隱陽を示すが爲なりと云ふ

○紙鳶の濫觴及之を「いか」或は「たこ」訓する原由

事物紀原に云く
高祖之征陳豨
韓信謀從中起作紙鳶放之、以量未央宮遠近欲
以穿地墜入宮中也此より以前已に紙鳶ありし
や否や得て知るべからず殊に其我邦に行はるゝ者
の如き果して此に倣ひしもののみは言ひ難し却
説此物を鳥賊又は章魚と呼ぶは皆其形に因て名け
しものにして亦紙鳶等の名あるを以て知るべし然

るを今方形のものを斯く呼ぶは當らざるに似たり
讃岐地方にては此方形なるものを呼ぶに秋巾の名
を以てす大に當れりと謂ふべし

○中秋月を賞する起原

中秋月を翫ふ
何の時に起る
を知らず山浦舊聞に云古人の詩賦を考るに杜子美
より始る而して後戎昱か樓に登り月を望む冷朝陽
か空上人と華嚴寺に宿して月に對す皆中秋に在り
然れば杜老の後多くは篇什に形はる既月の中秋に
盛ある開元以後に在ること知るべし吾邦宇多醍醐
の朝を以て最も盛なりとす醍醐の朝宇多法皇中秋
文人を亭子院に召し詩を賦せしむ菅淳茂序を作る
又七言律の佳作あり降て醍醐の朝に至り源順水面
の月等の歌あり爾後益中秋を賞するの盛なるに
至る

○善玉悪玉の起因

人の非義を行なふ者
を惡玉と云ひ硬直な
る人を善玉と唱へて双録の繪 始め種々の物に描
くは今猶盛んに行はるゝ事なるが其原因を如何に
と問ふに寛政二庚戌の年山東京傳「心學早染草」

と題する奇書を著はし始めて善玉悪玉といふ事を
書起して教訓の意を籠しかば其書大に行はれて惡
玉の後篇即ち「人間一生胸算用」同三篇「勘忍袋
緒」善玉」等續々發市となれり斯りし程に江戸市
中にては彼は善玉よ彼は惡玉よと京傳の著書に基
きて毀譽褒貶するに至りしかば文化八年三月市村
座の劇場にて七變化の所作事に坂東三津五郎頑人
坊主を勤め丸に惡の字の假面を冠りて惡玉踊りを
演せし處大いに喝采を博し遂に今日に至るまで之
を傳ふる事とはなれり

○藝妓の始

一目千軒と云へる書に大夫天
神みづから三線をひかざる故
たいこ女郎を呼なり又藝子と云ふ者外にあり昔は
なかりしに寶曆元年に始ると云へり又大坂新町細
見標にたいこ女郎と云ふは揚屋茶屋へ呼れ坐敷
の興を催す者なり音曲は云も更なり昔は舞なども
勤し者なりとぞ草保中より藝子と云る者出来たり
是は昔のたいこ女郎とは懸違ひ三線を表に立て裏
は色をもとゝするなり去に依て美女あり勤方は同
様なりと見えたり又江戸にては吉原の藝者と云者

扇屋歌扇唯一人なりし寶曆十二年の頃より追々に外の娼家茶店などにも出来て細見にも藝者誰外へも出し申候と書たりしが夫よりはるか後に大黒屋秀民と云へる者見番を立たり其頃よりして藝者おどり子と肩書を付け傾城同様に店に並べて客を取たる娼家もわりしと云ふ

○ゑびす紙と云ふ稱の起因

紙の隅の

裁切のこしたるを俗にゑびす紙といへり、开は十月にはいつくの神々も出雲國へ行きたまふよし世に云ひ傳へて此の月を神無月といひ、出雲國にては神在月といへるなど謠にも言ふに、惠比須神は此の月にするなれば、ゑびす神ばかりは出雲に行きたまはねば「かみのたちのこり」といふ心にて、ゑびす紙とは云ふと云ふ

○ひやかしと云ふ稱の起因

花街遊廊

の地へ見物にのみ行を素見と云ひ、俗に又ひやかしと云へり、之は其の始め吉原より起りたる詞にして、昔時江戸山谷には渡返しの紙を製する者多

く住たりけるが、ひやかしは其の紙渡さるもの間に使用せし一種の方言なり开は此輩に於て紙の種を水に漬れき、其ひやくる迄に廊の般販を見物せんと程遠からぬ吉原へ行けるより、遂に素見をひやかしと稱するに至りたる所以あるを、今は此等の濫觴を知る人も少なく随つて何れの遊廊にも通稱するのみならず、一般商家の店前に立寄り種々賣物の直踏を爲たる後、一品をも買はで立去る者をも併せてひやかしと稱するに至りしなりと云ふ

○紋日の濫觴

遊里にて式日または神佛の縁日を指て紋日と云へれど

其の濫觴を知る者なし、文政八年開板の田宮仲宣著愚雜俎と云へる書を按ずるに、紋日と云ふは其の昔京都西陣より言出せし言辭なり、元龜天正の頃は所謂戰國の頃かりければ、英雄四方に割據して日に争闘を事とし天下亂れて麻の如くなりしを、豊臣太閤の時に至りて僅に少康を得たりしかば、宗族貴權奢美を競ふと大方ならず、肌に着る衣装の如きも工夫を凝して新機の織物を物數寄

し、種々の紋柄を好みたるより、新調の機を製すれば織屋も過分の利益ありて、爲に其の日は一日を休業して以て奴婢の肩を休むる事となしぬ、之を紋日と云ふ、爾來この稱の傳遷して今は専ら式日宴日を稱するの名詞とされるなりと云ふ

日本事物起原附

便雅
覽俗
日本事物起原終

明治三十五年六月二十日印刷
明治三十五年六月三十日發行

定價金五十五錢

校訂者 日本文學講習會

編輯者 金子 晋

發行者兼
印刷者 青山 清



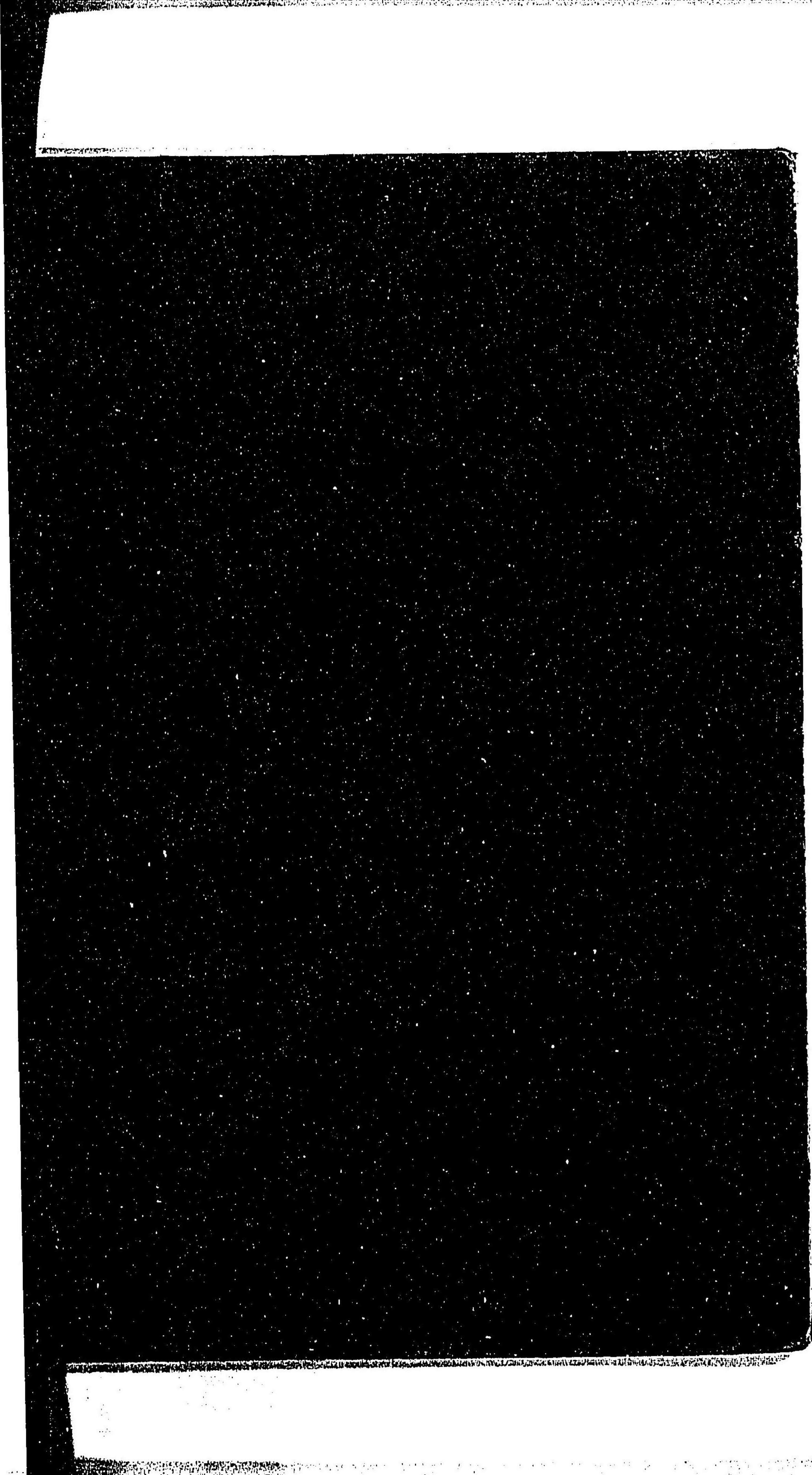
發行所 東京市神田區鍛冶町三十番地
青山堂書房

電話本局三二二六番

東京市日本區三代町二十二番地

印刷所 明昇舍印刷所
電話浪花三二九一番

R0314
K453



RO31
Ka53

101957-000-9

RO31、4-Ka53

日本事物起原

金子 晋/編

M35

EAE-0665

